

平成28年12月6日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成28年12月6日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 議案第33号 第6次東庄町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 7 議案第34号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第36号 東庄町立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第37号 香取市東庄町病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第11 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第39号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第41号 平成28年度東庄町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第42号 平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第43号 平成28年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第44号 平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第45号 平成28年度東庄町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第46号 平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

|     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
| 1番  | 土屋  | 光正  | 君 |
| 2番  | 宮澤  | 健   | 君 |
| 3番  | 佐久間 | 義房  | 君 |
| 4番  | 板寺  | 正範  | 君 |
| 5番  | 花香  | 孝彦  | 君 |
| 6番  | 林   | 俊之  | 君 |
| 7番  | 大網  | 正敏  | 君 |
| 8番  | 城之内 | 一男  | 君 |
| 9番  | 高木  | 武男  | 君 |
| 10番 | 鈴木  | 正昭  | 君 |
| 11番 | 山崎  | ひろみ | 君 |
| 12番 | 宮崎  | 正吾  | 君 |
| 13番 | 鎌形  | 寿一  | 君 |
| 14番 | 土屋  | 進   | 君 |

欠席議員

なし

出席説明員（12名）

|          |   |     |     |   |
|----------|---|-----|-----|---|
| 町        | 長 | 岩田  | 利雄  | 君 |
| 副町       | 長 | 金島  | 正好  | 君 |
| 監査委員     |   | 平山  | 茂   | 君 |
| 総務課      | 長 | 多部田 | 秀也  | 君 |
| 町民課      | 長 | 河津  | 静夫  | 君 |
| まちづくり課   | 長 | 大後  | 修司  | 君 |
| 健康福祉課    | 長 | 向後  | 喜一朗 | 君 |
| 会計管理者    |   | 石毛  | 幸子  | 君 |
| 病院事務     | 長 | 海上  | 孝   | 君 |
| 農業委員会事務局 | 長 | 高木  | 浩一  | 君 |
| 教育       | 長 | 五十嵐 | 正憲  | 君 |

教 育 課 長 小 林 豊 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 石 毛 一 久

次 長 石 毛 美 恵 子

主 査 岩 瀬 知 博

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成28年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 城之内一男君、6番 林俊之君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高木武男君。

9番(高木武男君)

平成28年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る11月29日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案14件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日1日限りとすることに合意を見ております。

審議の予定は、本日、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は三人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、議案第33号から議案第46号までを順次上程し、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合、議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長(土屋 進君)

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、平成28年8月26日から11月25日までの行政報告につきまして、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係ですが、10月12日付、一般行政職一人の退職がございますが、会計管理者でありました堀越章二氏がお亡くなりになったことによるものでございます。

同じく庶務関係でございますけれども、10月28日に第3回行政協力員まちづくり会議を、11月24日に本年度第3回目の東庄町総合教育会議を開催しております。

次に、2ページ目、臨時福祉給付金関係でございますけれども、9月26日から12月28日の申請期間で二つの給付金の申請を受け付けしております。11月25日現在で臨時福祉給付金の支給者数が1,608人、支給額が482万4,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給者数が56人で支給額が168万円となっております。

次に、4ページ目でございますけれども、町民課の賦課徴収関係でございますが、

町県民税等の新規・更正分納入通知書を記載のとおり発送しております。

次に、6ページ目、上段の個人番号関係でございますが、個人番号カードを107件、交付をいたしました。累計は788件となっております。

次に、8ページ目、中段のその他でございますけれども、10月16日、町内一斉清掃作業を実施しております。町民の皆様のご協力、ボランティア団体の積極的な活動に心から感謝を申し上げます。

次に、9ページ目、上段の健康福祉課の高齢者福祉関係でございますが、敬老祝金の贈呈の他、10月19日に195人の参加をいただきました高齢者いきいきレクリエーションを実施いたしました。今後も高齢者が元気にいきいきとした生活を送れるよう、各種施策に取り組んでまいり所存でございます。

次に、10ページ目、11ページ目の衛生関係、保健関係で、記載のとおり各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、12ページ目、そして13ページ目にかけて、地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。老人福祉はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、13ページ、14ページにかけて、まちづくり課の建設関係でございますが、道路改良工事等12件の工事と測量業務委託等の3件の委託業務を発注いたしました。

次に、16ページ目、商工・観光関係でございますけれども、11月3日、第29回ふれあいまつりを開催いたしました。町内外から2万5,000人以上の参加がございました。盛大な催しとなったわけであります。また、埼玉県志木市からふれあいまつりとコカブの収穫体験モニターツアーに45名の参加をいただいております。引き続き観光振興に力を注いでまいります。

次に、18ページ目、東庄病院関係でございますが、入院患者数と外来患者数の一日平均はそれぞれ50.09人と113.06人となっております。

また、10月27日、入院外来患者の安全確保のため、避難・誘導訓練及び消火訓練を実施しております。

以上で行政報告を終了させていただきます。よろしく願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、8月26日から11月25日までの教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、19ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の委員会を2回、協議会を2回、記載のとおり開催しております。協議会においては、東庄町立小学校統合に向けた取り組みについてと給食センター整備計画について、協議を進めました。

また、10月13日、14日の2日間にわたり、教育施設整備について教育委員による学校訪問を行いました。

次に、2項目目、学校教育関係では、10月25日に平成29年度に東庄町の五つの小学校に入学予定の園児88人の就学児健康診断を実施いたしました。

次に、教育相談ですが、9月9日、11月9日に実施いたしましたが、相談はありませんでした。

続いて、契約関係ですが、順不同となりますが、小学校としては橘小学校の変電設備改修工事、避難器具取替設置工事を行いました。

また、中学校としては、東庄中学校青馬地先土砂流出応急対策工事、体育館暗幕交換、電動装置修理工事を行いました。

また、耐震工事で残っておりました中学校の武道館屋内運動場非構造部材耐震工事をしました。

次に、20ページ、3項目目、生涯学習関係として、町民運動会が天候のため1日おくれの10月10日に実施されました。

また、ふれあいまつりと同日の11月3日に第42回東庄町文化祭が公民館を会場に行われました。

次に、中段、4項目目、公民館関係、5項目目、公民館、体育施設等契約関係、6項目目、図書館関係では、記載のとおり各種事業、契約等を行っております。

最後に、21ページ、7項目目の学校給食センター関係では、9月から11月までの3ヶ月の総給食数は6万8,169食、一日平均1,155食でした。

また、11月15日に町養豚経営者協議会より寄附をいただきましたSPFの豚肉、千葉県産のあじのり、キャベツ、東庄産の米飯を使った千産千消の手づくりヒレカツの給食を提供いたしました。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにいたします。

議長（土屋 進君）

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

初めに、子育て支援について伺います。

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとする様々な子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業を初め、各自治体が独自の支援事業を検討・展開することとなりました。昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなく、様々な形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。我が町においても、子ども・子育て会議を開催し、更に、ニーズ調査等も実施して、町民、保護者の皆様の声を吸い上げたところかと思えます。そこで、現在の進捗状況、また、これからの実施計画及び課題等についてお聞かせください。

次に、これから結婚して新しい家族を作ろうと考えている若者を応援しようとする町の意気込みについて伺います。

厚生労働省によると、2015年の結婚件数は63万5,156組で、戦後最少を更新したとのこと。男女の結婚に対する価値観の違いや、出会いの場が少ないことなどが背景に挙げられていますが、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者も多くいるとのこと。国立社会保障・人口問題研究所が、結婚の意思のある未婚者を対象に、1年以内に結婚するとしたら何が障害になるかを調べたところ、結婚資金との回答が最も多く、次いで結婚のための住居と回答した人が多い結果となりました。経済的な理由で結婚に踏み出せない若者が増えれば、出生率の低下につながり、少子化がますます進む恐れもあります。結婚に伴う住居費や引っ越し費用に対して、国と自治体で補助する結婚新生活支援事業があると伺っております。全国で実施する自治体が出ています。隣の香取市でも5月から申請を受け付

け、交付したとのこと。我が町としても、是非結婚したいカップルを応援してあげてほしいと思いますが、実施するお考えはありますか。町の見解をお聞かせください。

2番目の質問事項であります防犯対策について伺います。

私は、平成25年3月議会の一般質問において、町内の防犯灯のリース契約及びLED化について提案させていただきました。そのときの答弁は、通学路ということで、教育課が担当でありました。関係機関と協議し、取り組んでいきたいとの回答でした。その後はどのように検討されたのでしょうか、お聞きしたいと存じます。

現在、我が町では、主要道路また通学路と認定されたところは、町で管理し、もちろん電気料金も町の支出となっています。一方、生活道路等のものについては、町としては、わずかな補助金は出していますが、各区や組、班の管理で電気料金もそれに付随している現状かと思えます。

街灯設置の要望があっても、地域の境界がわかりにくかったり、設置費用や先々発生する電気料金の支払いも絡み、容易ではありません。防犯灯とか街灯とか区別出来るものではないと考えます。必要などころには設置するべきなのですが、今の管理状況ではスムーズにいきません。前にも述べさせていただきましたが、県内の茂原市では、いち早く市内に設置されている20ワットの蛍光灯を全部LED防犯灯につけ替えて、保守管理つきで10年間、長期契約によってリース業者から市が賃貸借し、リースの終了後に無償譲渡されるというシステムを取りました。これによって、LED電球は、もとの蛍光灯に比べて長持ちしますし、球切れ等のメンテナンス全部含めてリース契約になっておりますので、職員や区の役員の手間もなくなるということです。電気料金も大幅に抑えられます。ここは通学路だから町で管理しますが、他は地域でやってくださいと投げてしまっても良いものでしょうか。ひどいところでは、区に入っていないから街灯はつけられないということも出てきてしまいます。

ご存じかと思いますが、近隣の旭市、香取市、匝瑳市もこのシステムを導入しています。管理の方法は、市によって若干の違いはあるようですが、既に実施しています。我が町は導入するお考えはありますか。町の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席で行わせていただきます。  
議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

それでは、私から質問事項の1番目、子育て支援について、お答えをいたします。

質問要旨の1点目でございます。子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてですが、この計画は平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度に関連しまして、子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方法等を計画すると共に、町民や教育保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策、事業の方向性を明らかにするために策定されたものであり、計画期間は平成27年度を初年度として平成31年度までの5年間としております。

既に計画の初年度であります平成27年度を終えておりますが、この計画の進捗状況につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、町子ども・子育て会議において進捗状況を報告し、ご審議をいただいているところでございます。

主な進捗状況を申し上げますと、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター及び放課後児童クラブの利用状況につきましては、概ね見込み量どおりの実績となっております。

また、新規事業のファミリーサポートセンター事業、これは子供の預かり等を希望する人と援助を希望する人をそれぞれ利用会員、サポート会員として会員相互保育サービスを実施するものでありますが、この事業については、今年度ニーズ調査を実施しておりまして、平成29年度事業実施に向け、町社会福祉協議会と協議をしているところでございます。

同じく新規事業で計画しておりました身近な場所で子ども・子育てに関する情報提供をし、必要に応じて相談、助言等を行う利用者支援事業については、東庄町児童館において今年度中に開始する予定としております。この事業内容としては、町児童館において子育て情報の提供や相談、助言等を行うため、保育士などの資格を有している児童館職員に対し、子育て支援員としての養成を図ると共に、インターネットを利用した子育て情報端末や空調設備の整備等を実施していくものであります。

この事業は国・県の補助金を活用し実施するもので、この後ご審議いただきます一般会計補正予算に所要額を計上させていただいているところでございます。

続いて、質問要旨の2点目、新婚世帯への住宅補助事業についてですが、低所得

者を対象とした婚姻に伴う新規の住宅取得、または賃貸にかかる経費等を助成する結婚新生活支援事業につきましては、経済的な理由で結婚に踏み出せない方に対し、一定の支援の効果があると思っております。国の補助制度や近隣市の実績などを確認しながら、導入を検討してまいりたいと考えます。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、引き続きまして、質問事項2番の防犯対策、町内の防犯灯の一括管理とLED化の推進について申し上げます。

現在、町で管理しております通学路の防犯灯は全部で708灯ございます。予算の範囲内ではございますが、順次LED器具に交換を行っております。

一方、生活道路の防犯灯は地域との相互連携の趣旨のもと、各区により設置、維持管理をお願いしているところでございます。町からは設置及び器具交換、電気代に対して補助を行っております。LED器具への交換につきましては、通常の器具の交換より多少多く補助をしておりますが、それほどLED化が進んでいないというのが現状でございます。

山崎議員よりご提案がありましたように、町全体の防犯灯を一括でリース方式によりLED化する案につきましては、LED化の推進、維持管理の面からも、効果的、有効な事業ではないかと町としても考えているところでございます。

一括導入時の財政的な負担等も含めまして、今後検討させていただきたいと考えております。

一方、整備後においてですけれども、行政が一括で管理する案につきましては、今の補助方式、これが現時点では様々な課題があることも認識しているつもりでございます。

しかし、地域と行政の協働事業として有効に機能している部分もあると考えているところでございます。将来、町の防犯灯がLED化された後も機能出来る制度となるよう、地域との連携を含め、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

子育て支援の方ですけれども、ファミリーサポートセンターの設置を進めているということですが、多分まだ町民の方、保護者の方もよくわからない方もいらっしゃるかと思います。周知の方法を工夫したり、より多くの方に協力、また理解が得られる事業展開をしていただきたいと思います。ボランティア団体であるとか、保護者のところにもアンケートをいただいたことも聞いております。まだまだこれからちょっと手探りかもしれませんが、近隣でもやっておりますけれども、地域柄ということもありますので、慎重に、なおその上でまた重厚にやっていただけたらと思います。

もう一つの児童館で始まる事業ですけれども、児童館には多くの親子連れや子供たちが訪れます。事業が展開されて、子育てに悩み、孤立しないように、そしてまた最悪では、今の時代ですので、子供の虐待ということもあります。うちの町は地域とのつながりが強いからとちょっと安心しているところもあるかと思いますが、その中で埋もれてしまう方もいらっしゃると思いますので、その方たちのサポートを出来たらと思います。

それで、様々な個別事業があるんですけれども、先程の利用者支援事業として各自治体は多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、子育て応援アプリを公開しております。核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安感や負担の軽減を図ることが出来るアプリが有効であると考えて導入されました。我が町は本年3月に子育てガイドブックを作成しました。これはある程度保存版として置いていただいていた方がいいかと思いますが、今どきの若いお母さんは何かを調べるときは、必ずといって良いほどスマートフォンを使って検索します。いつでも、どこでも調べることが出来るからです。我が町でも子育て世代への情報提供のため導入すべきと考えますが、町の見解をお聞かせください。

防犯対策ですけれども、これからそちらの方向に向くのかどうか、今の答弁ではちょっとわかりづらかったんですけれども、先日、町で管理する防犯灯の電気料金を調べていただきました。27年度、284万円ということでした。これが地域で管理している街灯を含めたら、町全体では相当大きな金額になるということは理解

しております。でも、これから小学校の統合が進めば、通学路としての認定も変わってきます。また、防犯対策として町内を見回して、必要なところには設置し、管理も一体化して町がする形が望ましいと考えます。

そしてまた、今、電力の自由化にもなりました。これまでの「東電」のみでなく、様々な業者が参入しています。これらを試算してみることも必要かと考えますが、町のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

以上で2回目です。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

スマートフォンの子育て応援アプリの立ち上げについてのご質問でございます。子育て応援アプリにつきましては、現在、千葉県で立ち上げております、ちば My Style Diary というアプリがございます。このアプリに町の情報を掲載すると共に、リンク先として町のホームページの充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

先程の申し上げ方が不明確だったのかもわかりません。

一括導入に関しましては、前向きに検討したいと考えております。ただ、管理に関しましては、やはり地域との関係もございますので、その辺を含めて今後の検討課題というふうに捉えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

防犯灯の件は承知いたしました。リース契約ですので一括購入という言葉がちょっと私にはわかりづらかったので、リースだと10年間、毎年同じ金額で契約するものだと思いますので、更なる試算をしていただきたいと思います。

子育てアプリの方も、うちの町もそういう形で機能をうまく利用しながら東庄町の情報も入れられるように是非していただきたいと思います。

先日、最近結婚されたご近所の若い息子さん夫婦に会いました。隣の市のアパートに新居を構えたとのことでした。私は少ししたら東庄に帰ってきてねと声をかけました。にっこり笑ってくれました。でも、後で後悔しました。うちの町は子育てするには最高だからと言いそびれてしまいました。今度会ったら必ず言いたいと思います。そのためにも更に私も町民の皆様の声をお聞きし、町長、また職員の皆さんに提案してまいりますので、子育て世代を応援する施策を充実させ、東庄町に住んで良かったと感じていただき、更に口コミで若い世代に広がり、仕事は外に出ても住むのは東庄と考えていただけるような町にしていかなければならないと強く感じました。

昨年度、町長に決断いただき、第3子の保育料の無料化が制度改正されました。これまでは三人同時に保育園に在園しなければ利用出来ず、恩恵を受ける人はごくごくわずかでした。それを上の子が18歳になるまでとしたため、該当する世帯には大変喜ばれています。

また、子供は二人までと考えていた方も三人目、四人目という声も聞こえてきます。目で見える、数字でわかるインパクトのある施策も重要であると認識いたしました。これからも町の将来を担う若い世代が東庄町に定住したいと思えるまちづくりをお願いしたいと思ひまして、私の本日の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（土屋 進君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

2番、宮澤でございます。私からは2点ほどお伺いをいたします。

第1点目としまして、第5次東庄町総合計画であります。後期基本計画が最終年度ということで、今年度が基本計画の最終年度にあたるので、成果と実績についてお伺いをします。

平成24年から28年までを後期基本計画にまとめられ、基本理念の支え合い、地域力をもとに、三つのプロジェクトが掲げられ、施策で10の庄に区分けして、

大綱から施策が分類され、具体的な施策に掲げられていますが、事業にしてみると一つ一つであります。町として捉えた場合に、総合的なもので各事業がいかにして連携し、目標とするまちづくりに取り組んでいったのかという評価になります。

計画の中でも分析検証し、計画への反映とありますので、総括して達成された目標は目に見え、誰もが実感されていることでしょうけれども、今年9月に目標と27年度実績が示されました。

その中で27年度目標をかなり下回った事項が8項目ほどあります。その要因をどのように分析しているのかお伺いしたいと思います。

番号でいいますと、6番、町内循環バス利用者数、23番、救急応急手当員数、31番、観光入込客数、38番、各種予防接種率、51番、青少年相談員事業参加者数、53番、親子講座の参加者数、55番、公民館生涯学習講座、64番、町のホームページへのアクセス回数であります。

2番目としまして、まち・ひと・しごと創生、東庄町総合戦略であります。

これは今年の3月に示されましたけれども、第5次東庄町総合計画との整合性と継続についてお伺いします。

第5次総合計画の後期基本計画の途中から総合戦略が27年から計画が始まり、2年間重複しております。法律は後位優先で日付の新しい方が優先されますけれども、三つのプロジェクトから四つの基本目標への計画の整合性と踏襲継続性についてお伺いします。

二つ目に、四つの基本目標達成のための事業推進についてお伺いします。

16歳以上を対象に1,500人に実施したアンケート、回答数が800人、これから課題整理と計画が策定されていますけれども、最重要目標は人口減少に対する対応策で、そのためには地域の雇用を増やし、定住し、住民の活気ある生活を目標としています。しかし、雇用の場の拡充の項目では、町内でより良い働き場を求めるために就労に関する相談窓口、企業などの情報発信を要望していますが、町内で就職したい人は非常に少ないわけでありまして。受け皿となる職場が町内で確保可能なのかということでありまして、現時点で希望者数と雇用のバランスはとれているのかお伺いします。

これで1回目の質問を終わりにします。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、私の方から質問事項1番、第5次東庄町総合計画後期基本計画についてというご質問ですが、最終年度における成果と実績についてお答えいたします。

後期基本計画では、64事業にわたり各種施策を展開しております。宮澤議員がおっしゃいますように幾つかの事業では進展が思わしくないものも含まれております。その中で、27年度、目標値を大幅に下回った8事業について、要因等のご報告をさせていただきます。

最初に、事業番号を申し上げますけれども、これは9月にお配りしました実績報告の事業番号のことです。

事業番号6番の町内循環バス利用者数減少についてでございますが、旭中央病院行き、利用者の減少が主な要因と思われております。旭中央病院の初診制度の改革などが影響したのか、患者さんが民間病院等へ流れたのではないかと推測されております。

続いて、事業番号23番の救急応急手当員数の減少についてでございます。こちらの方は、婦人部の脱会が大きな要因と思われております。

続いて、事業番号31番、観光入込数、こちらの減少ですけれども、主には東庄県民の森の入込数の減少が主な要因と考えられております。

続いて、事業番号38番、各種予防接種率の減少低減についてですけれども、こちらは子宮頸がんワクチンの予防接種、これの副作用の問題が大きな影響を与えたと考えられております。

続いて、事業番号51番の青少年相談員事業参加者数の減少についてですけれども、香取地域大会への参加チームの減少が影響したものと考えられます。

続いて、事業番号53番の親子講座の参加者数の減少ですけれども、応募定員を満たせず、開催出来なかった講座があったことが主な要因と考えられております。

続いて、事業番号55番の公民館生涯学習講座の参加者数の実績については、参加者数自体は増加傾向にあるんですけれども、設定目標値を過度に高く設定したというふうに考えております。

続いて、事業番号64番の町のホームページへのアクセス回数、こちらは途中で検索業者の、検索業者、例えばグーグルとかですけれども、こちらからのアクセス

数を除外したことが主な原因でございます。

第6次総合計画では、現在の事業等の効果を検証いたしまして、改善を図り、より適切な目標を設定したいと考えております。

続いて、質問事項2番、まち・ひと・しごと創生東庄町総合戦略について、第5次東庄町総合計画との整合性と継続についてお答えします。

総合計画は、町の総合的な振興、発展等を目的に事業、施策、町政、全ての分野を網羅する計画でございます。

一方、総合戦略は、人口減少克服、地方創生を目的に特化したものという位置づけでございます。人口が少ない状態での行政運営は困難を強いられるものと思われま

す。総合戦略では、人口確保を図りながら、今後の第6次総合計画における重点施策として位置づけ、推進することで町全体の持続的な振興、発展を図ることが重要と考えております。

次に、基本目標達成のための推進事業ということで、就職希望者と雇用とのバランスの質問がございました。

町としても、安定した人口の定着に雇用問題は欠かせない要件の一つと考えております。しかし、町で就職希望者数の実態を把握しているわけではございません。現在は雇用情報の提供としてハローワーク佐原とハローワーク銚子から求人情報を収集いたしまして、庁舎内の掲示板に掲示している他、頻繁な回数は出来ませんが、ハローワークの協力を得まして、一日ハローワークを役場内で開設するなど、雇用と就労のマッチングの機会を設けているところでございます。

また、町内事業者等からの求人の依頼につきましては、その都度、対応いたしまして、掲示をしているところでございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

ありがとうございました。

最初の減少した、特に観光入込客数の減少というのは、県民の森への減少ということで、県の方に町長からも要請されて、何か整備というような形で出てお

たので、そういった形でまた回復されますように、また努力をよろしく願います。

ホームページの数がかなり減っていたもので、観光客が減ったのとリンクしているのかなという懸念を私も持っていたんですけども、そういう中で、ホームページによって東庄町に関心があるというような回数だと思しますので、そこら辺もまた整合性があるように、また東庄町に訪れた方が今後どういう、またリピーターとして何度も訪れたいというようなことがあるのかどうか、そういったものも継続して調査していただければありがたいと思います。

それから、総合戦略の方でありますけれども、ハローワークとの情報提供、あんまりこれは深く介入すると職業紹介活動の中で法的に触れる部分もありますし、なかなか難しいところではありますけれども、やはり町内で働きたいという人が何人かこの中で、少ない数でありますけれども、いる中で、町でもっとそこら辺も取り組んでいただければなというふうに思います。

計画を見ますと、町内で就職、転職したいという人は、10代で52%、20代で31%、30代で27%というような形でありましたので、引っ越す理由でも、進学・転勤・就労のために町外に引っ越すというのは57%あるわけなので、是非とも交通の便とかそういった部分を整備しながら、やはり新たに企業誘致、そういったものも考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、そこら辺についてはどうなのでしょう。ちょうどこの10代から30代というのは、結婚して、子供・子育ての時期でもありますので、その人たちが町外に出るといことは、人口が減っていくのはもう目に見えるわけなので、そこら辺の対策としてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、2回目の質問にお答えいたします。

まず、ホームページのアクセス件数の関係でございますけれども、私どものシステム、これが途中で変更になりました。気がつけば良かったんですけども、検索業者からのアクセスについて除外するような設定になってしまっておりまして、その除外された状態で皆様の方へ報告をしてしまったというのが現状でございます。

今現在は、両方合わせてのカウントを出来るんですけども、一旦除外した状態での報告をさせていただきましたので、その状態をあえて継続しているという状況でございます。

それと、企業誘致の関係でございますけれども、今現在、新しい企業から相談、あるいは進出の希望等、計画の方はございません。町としても、新たな雇用の場の創出、雇用環境の整備、こちらを目指しまして、産業振興及び活性化を図る目的の創業促進支援事業に取り組んでいるところでございます。

今後、新規企業誘致については、安定した雇用を創出出来るよう、関係団体等と協議、あるいは連携を図る他、優遇対策等も今後検討しなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

ありがとうございます。今後、人口減少に伴い、空き家が問題となります。他の市町村で実施している空き家バンクなど、町が行いますUIターン希望者の受け入れを図ることも必要だと思います。農業部門でも就労・定住を支援とありますが、農業で定住はハードルがかなり高くなります。収入を安定して得るには年数を要するわけでありますので、最低3年分の生活費を蓄えていないと出来ないというふうにも言われています。

その前に、東庄町に住みたいという希望者をどのように発掘するのか。岡山県の西粟倉村ですけども、人口が1,488人の村です。「定住しなくていいんです」というのをキャッチフレーズにして、移住者を募集して、2008年から114人が定住し、現在も90人が住み続けているそうです。村からは移住者に特別な住宅支援や助成金などは一切出していないという中でございます。定住者を引きつけるものは、定住を絶対視しない懐の深さにあるというふうに言っております。村に来た若者たちがベンチャー企業を立ち上げていまして、そこに定住希望者は、まず村で起業などに挑戦をしてもらって、定住出来るか自ら判断してもらおうと。定住出来なくても、交流を続けて、村の応援団になってもらうという考え方で取り組んでいるそうです。

また、長野県の上田市武石地区の農業生産法人信州青春村は、住民が小中高校生などを受け入れて、農村生活を体験させるホットステイというものを全国に先駆けて始めています。

何も無い農村に年間6,000人を集落に集客しております。農村活性化のモデルとされましたけれども、代表者がモンゴルに訪れたときに、遊牧民は貧しくても生活がいきいきしていると。それは心の豊かさがあるということを感じたそうです。これこそが農村の売りだというふうを感じたそうです。そして、農村の生活を用品として取り扱ったということでもあります。

農産物の流通は、川上から川下というような表現で、農産物を川の水に例えて、ただ自然に流れていくのでは時代を読めない。川下である消費者や流通情報を収集して、ニーズにあった物の生産、流通をいかに早く対応するか。産地間情報も正確に早く消費者に届けるかで、産地間競争に勝ち残れるということで、私も農協時代にはそういうことをやっておりました。東庄町として、外部に情報を発信し、その反応を収集、分析、それがこれからの計画とマッチングしていくように、事業管理をお願いして、私の質問を終わりにします。

どうもありがとうございました。

議長（土屋 進君）

以上で、宮澤健君の一般質問を終わります。

次に、9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

それでは、本町の教育行政について、4点ほど質問いたします。

この12月議会において、小学校設置条例についての採決がありますが、本町の教育行政について、改めて町長の考えを伺います。

まず最初1番目、なぜ小学校の統合は必要なのか。

本町には、それぞれの地域に5校があります。耐震化工事も完了し、きれいに整備されたばかりの小学校を急いで廃校にするのはもったいないことです。ここは一度立ちどまって、十分に検討すべきと思います。なぜ小学校の統合を急いでする必要があるのでしょうか。お伺いいたします。

2番目、本町の教育ビジョンについて。

本町の教育は何を目指すのでしょうか。保育園から幼稚園、小学校、中学校まで

の一貫した教育が大事なことです。特に就学前の保育園、幼稚園の教育は大切にしなければなりません。三つ子の魂百までもと言われます。幼児の頃に身につけた友達と仲よくする心、物や環境を大切にする思いなどが一生涯続いていきます。こんな優しさのある子供たちは、小学校、中学校へ上がっても大きく伸びると言われております。

一方、秋田県においては、五感を鍛える教育を取り入れて、その結果、学力の向上が顕著だということです。いずれにしましても、基本教科以外の教育がいかに大切かを実感します。

平成40年、今から25年後には、この町の人口は8,000人ぐらいとなり、子供たちの数も今の半分ぐらいになるのではないかと予測されます。今までの右肩上がりの状況から急激な人口減少社会へと向かい、今までとは違った視点で考えなければなりません。

本町の教育は何を目指すのでしょうか。本町の教育ビジョンについてどのように考えますか、お伺いいたします。

3番目、幼保一元化、小中一貫教育について。

平成40年、今から25年後、町の人口は8,000人程となり、人口も予算規模も半分ぐらいになると予測されます。限りある予算の中でも子供たちにはより良い教育環境を整えていかなければなりません。そのために、小学校は中学校の近くに作って、運動場、体育館、プール、図書館等、共同で使用すればより経済的です。

人口減少と予算の縮小へ向かう中、幼保一元化と小中一貫教育は避けて通れない課題かと存じます。幼保一元化と小中一貫教育についてどのように考えますか、お伺いいたします。

4番目、統合小学校の位置について。

教育委員会は、諸課題検討委員会並びに意見を聞く会を開催し、いろいろな意見を聴取しました。そのとき出された意見は、圧倒的に、中央に、中学校の隣に作って欲しいという意見だったと思います。

教育委員会は、皆さんの意見を尊重しますと言いつつも、笹川小学校への統合を決めました。平成32年4月に開校すれば教室も十分確保され、お金はかかりませんと言いました。しかし、実際は8億6,000万円かかると言っております。また、今年の広報2月号には、新しく東庄小学校が誕生しますと発表しました。小学

校の設置条例が議会で議決されなければ、正式に決まったことにはなりません。教育委員会は、この二つの大きな過失をしてまで笹川小学校への統合を進めようとしていますが、全く理解が出来ません。

統合小学校の位置について、町長はどのように考えているのでしょうか。お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、高木議員のご質問にお答えを申し上げます。

私へ教育の問題を投げかけてくるというのは、大変私も戸惑っておるわけですが、今日は垣根を少し超えてお話を申し上げたいと、このように思っております。

私からは、私の思いということで発言をさせていただきます。教育の所管は教育委員会でございますけれども、後程教育委員会からも詳しく答弁させていただきます。

平成27年度から教育委員会制度が変わりました。そして私と教育委員会の協議の場として総合教育会議が設けられたのもご案内のとおりでございます。この会議の中で、教育に関する大綱を昨年12月に策定をさせていただきました。大綱の1点目、子供の教育と健全育成を掲げ、将来、町を担っていく子供たちに対して、活きた学力、豊かな心、健やかな体を育む教育体制と環境の整備及び関連事業の推進を明記させていただいております。

そういう中で、現在、町の課題となっている統廃合の問題がございますが、子供たちの教育の課題であることはもちろん、まちづくりの課題でもございます。小学校の適正配置の維持、そしてまた規模、これは集団生活の活発化に必ず必要であります。多様な児童、そして生徒との関わり合いがもたらす豊かな人間性、社会性、そしてまた創造性を身につける、この機会を重要視するものでございます。

行政効率を優先して統廃合して、適正規模にするだけのものではない、このように私は考えております。そして、公という字でございますが、ハとムであります、ハムであります、それは社会を意味するハであります。そしてまた、それを支える

ということは、これは私という意味でありますから、こういうことが言えるのではないかと思います。個人個人が社会を変えるためには、自立し、負担や責任を負っていかなければ社会は成り立ちません。そしてまた、私だけが良ければ人はどうでもいいということでも成り立ちません。それは社会に、その他にも私だけでも社会に役立てたい、役立ってほしいし、役立てたい、そういう気持ちが公の場にあります。そういうことを考えれば、社会は成り立たないわけであります。そしてまた自立し、負担や責任、それを負って行くこともまさしく責任であります。社会はそういうような形で成り立っているわけであります。その心がけというものが、まず大人でなければ何の判断も下せません。そしてまた、統廃合というと教育上の配慮よりも自分のために統廃合をする、また地域のために統廃合をする、そして活動することは単なる自己主義に関わることが沢山ございます。

前例を申し上げます、公民館の改築のときも同じような質問を高木議員はされました。実際には、今の状況の中で公民館が完成したわけであります。しかし、その当時はどういう予測も立たなかったわけですが、実際には12月いっぱいまで工事が終了し、明けた3月11日に3.11の大きな災害がやってきたわけであります。その時に新しく整備をした公民館は壊れておりません。そして町の公共施設が、学校も含めてどこも壊れておりません。しかし、その時には金がかかるから、金のかかることはやめろというような発言をいただきました。しかしながら、かけるときにはかけるという思いでお金をかけました。しかし、後になってその整備が災害によって大破しなくて、そしてまた人命等の関係者にも全然被害がなかったことを考えれば、時と間と、そしてどうなるかということは想像がつかないわけありますから、大変難しい判断であったわけであります。

そういう例も含めて申し上げたいと思います。これからの社会を担う児童・生徒に、社会の一員として公共に尽くすこと、そして大事なことを教えるのはまさしく東庄町の教育であります。日本の教育でもあります。そういうことを考えれば、やるべき時にはやらなければならないことがあります。そしてまた、目的がはっきりしている時には、お金はかかっても、そしてまた他を削ってでもやらなければならないと私は思っております。

子供たちの将来のために、そしてまた子供たちの親のために、全ては町民のためにあります。これが東庄町の子供を育む町の考え方であります。

そしてまた、複雑な社会情勢であります。人情味溢れるまちづくりには、常に町に住んでいる方々の気持ちを支えなければなりません。人を柱として大切にしながら、必要不可欠な、今を生きる私達の大人の使命をもってその対応にあたらなければならない、このように考えているところでもあります。

万葉集第5巻の803号の「しろがねもこがねも玉も何せむに勝れる宝子にしかめやも」という歌があります。山上憶良の歌であります。どんな財宝、宝石よりも子供に勝るものはない、子供は世の宝である、そのように歌っているわけでありませう。まさしくこの歌の示すとおり、町は子供たちを大事にし、そしてまた支えて行かなければならない大きな使命があります。

先程、秋田県の例をとって質問がございましたから、秋田県の話をしていただきます。

五感を育てる、それは大事なことでもあります。秋田県の東成瀬小学校は、学力日本一であります。人口は2,600人、面積は東庄町の4.5倍あります。町長は佐々木哲男、秋田県の町村会の会長であります。先月、この町に伺い、いろいろな話もさせていただきました。例も聞きました。私がそういうことをきちんと受けとめて、是非これからも教育にかけて、子供たちのために、将来を担う子供たち、この町から世界を担う子供たちを育ててまいりたい、このように考えているところでもあります。

以上であります。

議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、私からは高木議員の要旨の2番目と3番目、本町の教育ビジョンについてと幼保一元化、小中一貫教育に関しまして、述べさせていただきます。

まず、本町の教育ビジョンでございますが、幼稚園教育は小学校が統合することによって、本町一つの小学校に円滑に入学していけるように、小学校就学前の幼稚園教育を小学校との連携を今まで以上に強化したものにしていかなければならない、このように考えております。

現在でも就学前に幼稚園教育を受けている子供たちは、小学校に進学してから授

業にスムーズに取り組んでいけるように、集団の中でもしっかりと話を聞けるように教育を受けたり、けじめある行動がとれるようにと教育を受けております。

そのようにして小学校に入学してきておりますが、就学前の全ての子供たちが、先程申しましたような教育を受けて入学しているとは言えない状況でございます。その一因として、就学前の幼児の幼稚園に入学する割合が減ってきていることが挙げられます。就学前の子供を持つ保護者の方の大部分は就労しております。ところが、幼稚園では園児を受け入れる時間が短いということで、幼稚園には入園しない幼児が増えていると、このように感じております。

そこで、就労している保護者の幼児も安心して幼稚園に入園出来るように制度を変えていき、幼小の連携強化、幼児期からの心の教育や幼稚園教育と小学校教育の連続性を進めていきたいと、このように考えております。

同じ小学校に入学する就学前の子供たちが、幼稚園でたくさんの友達や先生と生活したり、学んだりする中で、社会のルールに合わせて自分の気持ちを抑制することの出来る力や、自分らしく生きていくための基礎を身につけていけるような教育ができるようにしていきたい、このように考えております。

小学校教育は、本町の全ての児童が同じ環境で、同じ質の高い教育を受けさせ、成長させたいという強い願いがございます。

そのためには、21世紀をたくましく生き抜くことができる東庄町の子供たちの育成、これを基本ベースにして、小学校学習指導要領に基づいた学習をしっかりと行っていけるように学習環境を整備していくことが必要なことであると、このように考えております。

小学校教育については、小学校での生活や学習をしていく中で、その年代に必要な社会性や適用能力を身につけさせていくことも大切です。そのためには、同年代の多くの友達と切磋琢磨していくことが大変重要になります。現在、小規模化している小学校を統合することによって、本町の子供たちはみんな同じようにたくさんの友達と触れ合うことができ、多様な価値観を受け入れられるようになります。このことは、児童一人一人の大きな成長につながっていくと考えております。

続いて、小中一貫教育についてでございますが、小中一貫教育について、一般の方の中には、無試験で上級学校に進学する学校、例えば都会にある有名私立の附属小中学校などと同じと考えている方がいるかもしれません。昔、附属の小中学校は

エスカレーター式学校、エレベーター式学校などと共に、小中一貫校ともいわれ、特別な教育をしている学校というイメージが持たれていました。

現在、義務教育でいわれている小中一貫校は、先程申しました有名私立の附属小中学校とは違います。義務教育で、小中一貫教育が注目されるようになった最初の要因は、中一ギャップを解消するためだったと思います。

中一ギャップとは、もうご存じかと思いますが、一部の児童が、小学校から中学校、中学1年生に進学した時に、それまで経験したことのないことで中学校生活に不適用を起こしてしまうことを指して言います。中一ギャップの原因は、中学に入学するときに小学校時代に希薄だった先輩、後輩という関係が、中学校に入学することで明確になったり、教師と子供たちの関係が学級担任制から教科担任制に変わったりすることなどで、様々な人間関係や教育環境の変化がその原因だと、このように思われます。そのような中一ギャップを解消するために、小学校から中学校へ変化の少ない、段差の少ない、なだらかな9年間の教育を行える学校として小中一貫校が脚光を浴びるようになりました。

しかし、なだらかな9年間の学校生活を過ごしてきた子供たちの中には、中一ギャップを乗り越えるという経験をしておかなければならない生徒もいるはずです。一つの例として、中一ギャップを経験していない生徒が、中学を卒業して高等学校へ進学していく時に、今度は高一ギャップの壁にぶつかり、不適應を起こしてしまわないかという心配でございます。私は五つの小学校を一つの小学校に統合することで、より多くの同年代の子供たちの集まりの中で切磋琢磨し、刺激を与え合ったり、刺激を受け合ったりして、中一ギャップを乗り越えられる、より強い子供となるように教育していくことができると、このように考えております。

しばらくは本町の一小学校、一中学校の中で、小中の強い連携教育を進めながら、強い子供を育てていくことが本町の子供たちへの必要な教育であると、このように思っております。

なお、小学校統合後は統合する小学校の校舎や現在の中学校の校舎は、これまで大規模改修をしておりますが、平成50年までには小学校、中学校の校舎は共に新築をする必要が生まれてまいります。それまでに先進的に小中一貫教育を進めていく各校の先進事例や教育課程、教員の免許制度などがどのようにこの後変わっていくかなどをしっかりと見極め、小学校を現在の東庄中学校の場所に設置した時に、

本町の子供たちに合った教育は一貫教育が良いのか、連携教育が良いのか、またどのような教育環境が良いのかを決めていく必要があると考えております。

私からは以上でございます。

議長（土屋 進君）

教育課長。

教育課長（小林 豊君）

それでは、高木議員のご質問のうち、1点目のなぜ小学校の統合は必要なのかと4点目の統合小学校の位置について、私の方から答弁を申し上げます。

1点目、小学校統合の必要性についてでございます。

高木議員もご質問の中で懸念されておられるように、人口減少によります児童・生徒数の減少は憂慮される事態となっております。

東庄町には、現在、町立小学校が5校、もうおわかりでございますけれども、神代小学校、笹川小学校、橘小学校、石出小学校、東城小学校がございます。ただ、この中で児童数が減少する中、早急に対応をしなければならない課題に直面をしておるところであります。

笹川小学校を除く4校は、全学年単学級であり、クラス替えによる学級間での切磋琢磨する機会がありません。

また、神代小学校は、学区内にある児童養護施設の児童が全生徒の約4割を占める状況であります。また、この施設からの児童の転出入の状況で、一部の学年で来年度から複式学級化することが現実となっております。

次に、学校施設には子供たちの学習や学校施設は、子供たちの学習や生活の場であり、災害時の非常時には緊急避難場所としての役割も果たすことから、高い安全性の確保が求められております。

東庄町の全小学校、中学校は、既に校舎、屋内運動場の耐震補強工事を完了しております。しかし、校舎と屋内運動場は昭和40年代後半から50年代半ば頃に建設されたものを、建設後35年から40年が経過しております。

一方で、東庄町の財政は、今後、人口減少などの要因によって、税収が減り、一層厳しくなるものと見込まれております。東庄町の財政面からは、学校を統廃合することによって、教育環境整備への集中的な投資が可能になり、先進的な教育機材の導入や学校図書館の充実等が図られることによって、学習意欲や効果の進展が期

待されているところであります。

このようなことから、児童の教育環境の一層の充実と知・徳・体のバランスのとれた児童の健全育成を図るために、早期に小学校を統廃合し、最低限、各学年2学級の標準規模を確保していくことが望ましいと考えております。

次に、4点目の統合小学校の位置についてでございます。小学校5校のうち、統合校としてどの学校が最も適合し、利用可能なのかを校舎の各校の校舎の耐用年数、普通教室か、可能な教室の総数、施設の拡張性、スクールバス運行などの学校設備面の諸条件について検討をいたしました。

更に、保護者や地域の方々との密接な学校行事となりますPTA活動や運動会等を開催する場合、駐車場の確保が必要となるわけであります。

これらを総合的に検討した結果、最も適合する現笹川小学校の位置に統合するものとしたところでございます。

なお、ご質問の中で統合小学校の整備費に8億6,000万円の事業費が必要とのご指摘がございました。この事業費につきましては、本年6月に議会全員協議会の場をお借りしてご説明を申し上げました事業費の額であります。

その後、各方面からのご意見と、本日、議会終了後にご説明を申し上げます学校給食センター建設にかかります事業費等を考慮し、また財政当局とも協議の結果、増築校舎の軽量鉄骨化、更には笹川小学校既存校舎の大規模改修を見送ると総事業費を4億4,100万円とする計画を変更したところでございます。

本件につきましては、10月31日に開催されました文教福祉常任委員会協議会で委員会所属議員以外の議員各位にもご出席をいただき、ご説明をさせていただいたところであります。ご理解を賜りたく存じます。

以上で私からの答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。その前に、町長から答弁があったんですけれども、ちょっと残念です。私、4項目聞きましたけれども、単純明快に答弁がなかったと思います。是非答弁していただきたいなと思います。

それでは、一番目、なぜ小学校統合は必要かという問題です。統合の必要性につ

いて、町の答弁の中で、クラス替えにより学級間で切磋琢磨し合える複式学級を避けたい、統合することにより教育環境の整備が集中的に出来る、各学年2学級の規模にすることが出来るとしましたが、平成20年ぐらいには1学年1クラス規模となってしまいます。本町の人口減少、そして財政規模からして、小学校と中学校の重複する学校施設の位置にしていくことは大変なことになるのではないのでしょうか。運動場、体育館、プール、図書館等、小学校と中学校で、共同で利用すればより経済的です。目先のことで統合を考えるのではなく、20年後を見据えた統合計画にすべきかと思いますが、いかがでしょうか。

それから4番目の統合小学校の位置についてであります。

答弁の中で、統合小学校の位置を選定する条件として、小学校5校のうちどの学校が統合校として最も適しているのか、大きな駐車場が確保されるのかを挙げていますが、これでは諸課題検討委員会や各学区ごとの意見を聞く会の声が全く反映されていません。諸課題検討委員会や意見を聞く会は何のために開かれたのでしょうか。これではただのパフォーマンスと言われても仕方ありません。諸課題検討委員会の答申の附帯意見として、小学校再編計画の策定にあたっては、町民に情報を公開し、きめ細かく丁寧な説明を考慮されたいとなっております。平成25年11月27日の答申から3年程になりますが、その間、情報の公開と丁寧な説明があったのでしょうか。全くなかったと思います。この統合問題について、議会各常任委員会、全員協議会では一度も話し合い、議論されたことがありません。数人の人が密室で決めたいのでしょうか。まさにこれブラックボックスです。全く議論されないまま、数の力で決めようとしています。拙速に結論を出さず、町民の声を聞き、十分に検討すべきかと思いますが、町長はどのように考えますか、お伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

どのようにお考えをしますかということですが、高木議員は町民の声をどのようにお聞きしたんですか。私から質問してもよろしいでしょうか。質問ではないんですが、自分で腹の中で答えればいいです。議会に議員として就任されて、各

小学校を回って実態を見たことはありますか。小学校の運動会に各小学校を訪ねたことがありますか。音楽会に出て、各小学校がどのようにして音楽会の参加をしているか見たことがありますか。そしてその場に行って声を聞いたことがありますか。

私はどこの小学校の運動会へ行っても、議員さんの姿は各地区の議員さんしか見ておりません。町の議員は、私は議員時代に必ず見に行っておりまして。時間と余裕があれば。しかしながら、議員さんが地域以外の、地区以外の小学校の施設を見たり、運動会を見たりということは一度も会ったことがないから見ていないと思います。

実態は大変な状況下になっているんです。神代小学校に行っても、私は、来賓の方がお見えですけども、子供たちは少人数の中で、あれだけの人数の中で運動会をしているんですよ。笹川小学校は何倍も子供たちがいて、プログラムが充実していて、丸一日近くやってもプログラムがきちんと消化していくんですね。ところが、小さい小学校、人数の少ない小学校は、やれば午前中で終わってしまうんですよ。これが今、実態なんです。

それから、音楽会のことを申し上げましたけれども、楽器が違うんですよ。人が大勢いれば、使える楽器が、立派な楽器を使えるんです、オーケストラになるんです。小さい小学校は学年で10人、12、3人、笛しか使えないんですよ、何か私も楽器わかりませんけれども。そういう楽器を使って、音楽会に一堂に会して参加しているんですよ。この子供たちを見て、同じ教育をさせてあげなければならないと思うのは、私一人ではないと思いますよ。

町の子供たちに同じような教育をさせたい。ですから、これが統廃合なんです。一人でも欠けることなく同じ教育をしてもらいたい。それで、そこに通う足が、かつては中学校に子供を行かせましたけれども、当時はスクールバスということは考えなかったんです。中学生になれば自転車が乗れるだろうから、自転車通学が出来ればいいということで中央に持っていったんです。あの中央は位置的に素晴らしい場所であることということは、景観なんですけれども、しかしながら人口密度が多いところから子供たちが通う、そしてまた、平均して真ん中だからそれでいいだろうということではないんですよ。人口が密集してれば、いろいろな意味でそこに、火災がもし発生すれば、中央にあるよりは人口密集地にあった方が消火が早いんです

よ。そしてまた、そういうことが関心事で子供たちを監視出来るんです。いろいろな意味で。そういうものが町の実態で、地形なんです。この地形をきちんと見極めて、どこの場所に置いたらいいかということは、中学校を建てることと同じような考え方で、それを小学校にして、では中学生は今までどおり自転車で通わせる、小学生はスクールバスを、今、時代が時代ですから使える、こういうやっぱり変則的にもなってくるんですね。なってくるんですよ。そうすると、歩くのにも誰が中心だったら、中心にいないんですから人が、歩きに向かないんですね。歩くのには不都合なんです。ですけれども、密集にあるところは、距離感から言っても、家から交通安全対策だけきちんとすれば、子供たちは自分の足で通えるんですよ。そういうことも含めたら、やはり位置決定の中というのは、いろいろな意味を持っているのではないかなと私は思っていますよ。

ですから、統廃合はなぜ必要か、位置はなぜ必要か、では今の中学校に校舎を建てて小学校の子供たちと中学生の今の子供たちが同じ教育をさせるということは出来ないんです。学年が一つずつ違えば、小学校の教育と中学校の教育、見たらわかりますよ。先程も教育長が説明しましたけれども、学級担任が全てを持つのが小学校です。教科担任で教科を教えるのは中学校なんです。ですから、教科担任と学級担任は別にいるんですよ、中学校は。それで教育するんです。それが中学校の実態ですよ。

ですから、一番私が思うのは、高木議員が一番それを感じているのではないですか。神代小学校の、今の学校内部の実態が一番ご存じだと私は思いますよ。どういう状況下になっているかということは、これは地域の人たちにもお聞きいただければすぐわかることですよ。どういう状況になっているかというのは、私の耳にはいつでも入ってくるんです。ですから、そういうことまず念頭に置いてから、自分の考え、そしてまた人に聞いた話でも結構ですけれども、まとめて発言すべきだと私は思います。

それとあえて申し上げます。今、申し上げたのは、教育ビジョンに関しては、これはやはり私が教育ビジョンを決めることではなくて、先程何度も言っているように、町の教育委員会という、そういう大事なセクションがあるんですから、教育委員会は、会議を私は開催をいたしますけれども、中身についての教育の発言はいたしておりません。どういう教育をすればいいかどうかは、教育委員会にお任せして

あります。そういうセクションがあるんだということも、これは事実としておわかりいただきたいと、このように思っています。

それから、幼保一元化という問題がありました。いわゆるこども園のことではありますが、私もこれ、国の委員として参加しました。だけれども、やはり問題はあるんですね。そのはざまは厚労省と文科省の関係なんですよ。いろいろな複雑なものが解決していないんです。壁は外れていないんです。今の状況の実態の中で、これを東庄にすぐ持ってきていいかどうかというのも考えものなんです。方々でやろうと思ったけれども、やめているところも今、あるんです。一番肝心な問題が解決していないんです。この問題が解決すれば、私はすぐにでも取りかかりたいなと、このように思っています。

それと併せて、国も今、義務教育までは、子供たちは国の責任で育てるべきだと思っているんですね。いろいろな地域でこういう問題が出てくるんですね。統廃合の問題、こども園の問題、それからゼロ歳児からの問題、含めて、国費をもって、子供が少ないということであれば、これは国の中でも今、やっているんですが、なかなか難しいんですね。なかなか難しいんです。それはなぜかということ、反対する人が多いんですね、国民に。なぜかということ、子供がいないからということなんです。子供がいないから、それは子供を持っている人達がやればいいんじゃないのと。そういう税金は投入させるべきではないという発言もあるんですね。だけれども、国の宝として子供を育てようとして、自分達が今度は年配になったり、高齢化したりすると、支えてくれるのは子供たちなんです。実際には、自分達で、自分の力では出来なくなってくる。そういう実態が、国は長期スパンをもって考えてあげるべきだと私は思うんですね。

それから、町としてもいろいろな面で助成をしていきたいなと思っています。国がやらない部分、これは町でやってくれる部分だということは、他町に先駆けてやって行きたいなと思っています。ワクチン関係も、千葉県で第1号として子供のワクチンを取り入れましたし、今、ほとんどのワクチンが東庄町は無料ですよ。ですから、そういうものを含めて、これからも子供たちのためになるもの、そういうものは心がけていきたいなと思っております。

教育に関することは、私が言ってしまうと、教育委員会の立場を愚弄することになりますので、そういうような場面は、個人的に何かがあればということも、次で

お話ししますけれども、公の席では大変難しいですよ、答弁しろといっても。やはり先程も教育長も教育課長もお話しました。その後には、教育委員会という一つのきちんとした委員会がありますから、その中で決められたことを私の口からどうだこうだというようなことは申し上げられません。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

では、最後、3回目の質問をいたします。

私としては、ちょっと残念であります。この小学校統合問題は、町の合併問題と同じくらい大変な大きな問題です。議会で一度も議論されることもなく、突然議案が提出され、採決されようとしています。14名の議員だけでこの問題を解決するには無理があります。情報公開と丁寧な説明、そして町民の声を聞き、もう一度原点に立ち返って、十分検討すべきだと思います。

以上、申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

日程第6、議案第33号、第6次東庄町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第33号、東庄町総合計画基本構想の策定について、提案理由を申し上げます。

町では、長期的展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針として、第5次総合計画（平成19年から平成28年度）を策定し、将来像である躍動・連携・地域力とうのしょうを実現するため、各種施策や事業を推進しています。同計画が平成2

8年度をもってその計画期間を終了することから、その成果や課題等を踏まえ、更に社会環境の変化等を的確に捉えた新たなまちづくりを進める、10年後の町のありたい姿である将来像や、それを実現するためのまちづくりの基本的方針を定める第6次総合計画基本構想（案）がまとまりましたので、東庄町基本構想策定に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、私の方から基本構想の内容について、その概要を説明させていただきます。

お手元にお配りしてございます別冊の第6次東庄町総合計画の2ページをお開きいただきたいと思えます。

ここでは、計画策定の趣旨と役割について述べております。

社会環境が急変した場合には、状況を的確に見据え、必要な見直しを行うことも視野に入れ、柔軟な対応も可能としているところでございます。

続いて、3ページをお願いします。

計画の構成及び期間を表示してございます。総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の三段階、三層構造で構成されております。

期間は、平成29年度を初年度とし、平成38年度までの10年間と定めております。

また、基本構想では、具体的な事業は表示しておりません。全体を概念的に表現しております。

次に、4ページをお願いします。

計画策定の背景として、現在の社会動向について述べております。

5ページから8ページにかけては、東庄町の姿として、位置・地勢及び産業等の推移について記載してございます。

9ページから11ページにかけては、平成27年度に策定しました東庄町総合戦略で実施した住民アンケートの結果の代表的な案件を掲載してございます。

続いて、12ページでは、東庄町が目指す新しい町の姿として、計画の策定方針について記載してございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

ここでは、基本構想の核になります町の将来像を打ち出しております。

10年後の東庄町が目指すべき町の姿として、躍動・連携・地域力とうのしょう、サブフレーズとして、地域の宝を地域の力で次代へと設定し、それぞれの解説を行っております。

今後、人口減少に伴う財政規模の縮小も予想されることから、効率的な資源配分と大きな課題に対する集中投資が今後の町政に求められる姿勢であると考えております。

また、地域の宝ということで、東庄町が今まで築き上げてきた産業や福祉、公共施設などの財産、文化を地域が一体となって次代へ引き継ぐ、今後も活用していくことを表しています。

更には、本町の子供たち、次代を生きる子供たちは、まさに東庄町にとって宝物と言えます。この子供たちを東庄町で生活する全ての住民、行政が力を合わせ、地域全体で育むというまちづくりの基本理念、方針も包含する様々な思いをこの短いフレーズに込めた将来像としております

続いて、15ページをお願いいたします。

将来人口の見通しを表しております。計画終了年、平成37年度の総人口は1万2,491人を目標としております。

16、17ページをお願いいたします。

ここでは、土地利用の計画について、市街地、集落定住、農業生産、工業及び自然景観の五つのゾーンに分けて方向性を示しております。

続いて、18ページでは、計画の体系を施策ごとの体系にして示しております。具体的な施策の柱となる五つの分野を示し、政策目標として方向性を掲げてございます。

1として、元気と絆の社会づくり、続いて個性を活かした賑わいづくり、3番目に次代へつなぐ人づくり、地域づくり、4番目に、自然と安らぎの暮らしづくり、5番目にみんなが参加する地域のつながりづくりでございます。

また、本計画を推進するにあたり、全ての政策目標に大綱を定めてございます。

19、20ページに、それぞれの大綱を示してございます。第6次東庄町総合計画基本構想にかかる概要説明は以上でございます。

なお、本件は、住民代表や議会の代表など、関係者により構成された東庄町総合計画審議会において、ご意見等をいただきまして、修正を加え、了承されたことをご報告申し上げます。

町ではこれを受けまして、条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議決をいただきました場合には、この基本構想に基づき、各種施策を体系的にまとめた基本計画、具体的な事業を表す実施計画を順次策定することとしております。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

5番、花香孝彦です。この総合計画とは、まちの最上位の計画であり、この計画によってこの先10年間、町民の生活に関わる非常に重要な計画であると考えております。

新しい第6次の総合計画では、町民という言葉が住民という言葉に多くが変わり、総合計画の影響を受ける人々の範囲が拡大されております。

行政と住民が一体となってまちづくりを進めるには、行政と住民の意思疎通が不可欠であり、それに関わる人々の範囲が拡大するにも関わらず、行政と住民との情報の共有について明記がなく、情報の共有が基本構想に盛り込まれておりません。今後10年間、行政は情報の共有についてどう行っていくのか、また情報の発信について重要視していないのか、情報の共有が基本構想に盛り込まれていない理由を伺わせていただきます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

ただいま花香議員より情報の共有についてご指摘がございました。

今回、住民、町民、言葉の使い方でございますが、以前は町民を使っておりますし

た。今回は住民ということで、捉え方、幅ですけれども、住民登録をしている、していない、そういった意味ではなくて、ここで暮らす、生活する、あるいは働く、そういった全てを含めて東庄町に関わる人を対象というふうに考えております。

そこで情報の共有という部分でございます。情報の共有に関しましては、町としても非常に重要な施策の一つだと考えております。今回策定します第6次基本構想においては、簡潔かつ効率的な表現ということで、全体を整備し、コンパクトに集約したところでございますが、第5次計画を引き継ぎ、第6次計画でも将来像としてメインフレーズに連携を引き継がせていただいております。

それで、文言としては直接的な表現はされていないものの、議案別冊の18ページ、計画の体系、政策目標の5番目にありますみんなが参加する地域のつながりづくり、こちらの中、分野項目で、1番に協働の部分に情報の共有は込められているものでございます。

先程も最後に申し上げましたが、議会の議決をいただきました後、策定される基本計画においても、花香議員がおっしゃるような情報共有に関して、反映させていただく考えでございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

基本構想の修正、今回、修正するよというよな質問をさせていただいたんですけれども、今、基本計画でしっかりと反映させていくということでしたので、しっかりと基本計画において反映させていっていただければと思います。

情報の共有については、今、説明がありましたけれども、意外と頭で考えているより情報の共有というのは簡単には進みません。これからはますます住民の協力は必要不可欠であり、情報社会の今、情報専門の部署を作っても、情報の発信力を高め、わかりやすい情報、充実した情報を発信していただくことを望みまして、意見に致しまして、質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

他に質疑はございますか。

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

第6次東庄町総合計画を出されたわけなんでありますが、基本構想、基本計画、実施計画とあります。10年計画の中で、ただ漠然と総論的に、今こういうふうに出してあるわけなんですけれども、何をやるにしても、もとは財政、財政がなければ始められないと思うんですよ。

そこで、この実施計画、基本計画ありますけれども、もうこれから人口がどんどん減少していく中で、やはりそういうことも踏まえて、財政的な裏づけ、財政推計、そういったものも、どういう行事をやって、どうやるか、そういったことも付随して、当然、やっぱり執行部でもそういう検討をしていくと思うんですけれども、ただ、漠然と総論的に展開していくのではなくて、やるからにはしっかりと基本計画に、あるいは実施計画の中で財政的な裏づけをしっかりと公開してほしい。

いかがですか。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

ご指摘いただき、ありがとうございます。財政的な部分を明記してはどうかというお話だったと思います。

先程もちょっと触れましたけれども、基本構想、こちらの部分は、個別の事業、あるいは具体的な事業を表現する部分ではありません。方向性、思いを表現する構想になっております。

ですから、財政的な部分とかそういったものについては、今後、基本計画、そちらの方の策定の中で十分考慮していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

先程も一般質問の中で出ましたけれども、財政的なことによって、金がないからどうのこうのとか、いろいろな話がちょっと出たような気がします。検討委員会の中でそういうことも出たけれども、やはりそういった財政的な裏付けをしっかりと話していくことが大事だと思うんですよ。

だから、基本構想、この際これでいいけれども、やはりそういった中でしっかりとした、足腰の固まった財政推計といったものを、これからは議員各位も、執行部もそう、やはり住民にも是非公開してほしいと思います。

議長（土屋 進君）

鈴木議員、よろしいですか、それで。

他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

異議なしと認めます。

これから議案第33号、第6次東庄町総合計画基本構想の策定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からと致します。よろしく願います。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（土屋 進君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第34号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第8、議案第35号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、

以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第34号及び第35号の提案理由を申し上げます。

職員の給与は地方公務員法によりまして、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされております。

国におきましては、平成28年度の人事院勧告に基づき、月例給与及び期末勤勉手当の引き上げ等を内容とする給与改定を実施しております。

また、千葉県におきましても、千葉県人事委員会勧告に基づき、国と同様の給与改定案が現在、県議会に提案されているところであります。

これを受けまして、本町におきましても、国・県の給与改定に準じた給与改定を実施するものであります。

議案第34号につきましては、一般職員の給与表及び期末勤勉手当の改正、議案第35号につきましては、常勤の特別職の期末手当改正が主な内容となっております。

以上2議案につきまして、申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(土屋進君)

総務課長、多部田秀也君。

総務課長(多部田秀也君)

それでは、議案第34号と第35号、両案の内容を説明いたします。

議案書の3ページをご覧いただきたいと思います。

まず、議案第34号につきましては、町長の提案理由にもございましたように、

一般職の職員について、国・県に準じた給与及び期末勤勉手当の改定を行うため、関係条例を改正するものでございます。

初めに、本改正条例の全体構成を申し上げます。

この改正条例は、2条立ての構成になっております。

議案書4ページから記載の改正条例、第1条で、一般職員の職員給与等に関する条例の一部を改正しております。

議案書7ページから23ページは、改正対象となる職種ごとの改正後の給料表が記載されております。

なお、この給料表につきましては、参考資料の新旧対照表への記載を省略させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、24ページから記載の改正条例第2条は、改正条例第1条と同じ条例である一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものとなっております。

これは同一の条例のそれぞれの改正内容について、施行期日を異ならせる必要があるため、二つに分けたものとなっております。

それでは、内容についてご説明いたします

参考資料の1ページから8ページの新旧対照表及び別紙の改正概要をご覧ください。

1点目は、官民格差を解消する給与月額を引き上げ改定を行うものであります。給料表につきましては、行政職給料表1を国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて引き上げいたします。

初任給を1,500円、若年層についても同程度、その他は400円を基本に引き上げ改定いたします。

平均改定率は0.2%でございます。

その他の給料表も行政職給料表1との均衡を考慮して、引き上げ改定をいたします。

これを平成28年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

2点目は、扶養手当について、国及び県の給与改定に準じ、見直しを行うものでございます。

段階的に配偶者にかかる手当額を減額、子に係る手当を引き上げる改定となっております。

また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族一人にかかる手当を1万1,000円とする取り扱いについては、段階的に廃止することとなります。

3点目は、初任給調整手当について、医師に対する支給月額を千葉県の高額に準じて30万8,000円とするものです。

4点目は、期末勤勉手当の引き上げでありまして、民間の支給割合と見合うよう、年間の支給割合を0.1月分、引き上げるもので、これにより年間4.2月分が4.3月分となります。この引き上げ分は勤勉手当に上乗せとし、平成28年12月の支給分から適用させるものでございます。

なお、改定案第2条では、この引き上げ分0.1月を平成29年4月以降においては6月期の勤勉手当に0.05月分、12月期の勤勉手当に0.05月と配分する内容でございます。これにより、勤勉手当の支給割合は6月期、12月期共に0.85月となります。

続きまして、議案第35号について説明いたします。

議案書28ページ及び参考資料9ページをご覧ください。

特別職の期末手当の支給割合の改正でございます。現行は一般職の期末勤勉手当の年間支給割合、4.2月と特別職の期末手当を同率とするところでございます。

今回、一般職の期末勤勉手当を0.1月分引き上げるため、特別職においても0.1月引き上げ、年4.3月とする内容で、この引き上げ分0.1月分は平成28年12月の期末手当支給分から適用されるものでございます。

なお、改正案第2条では、この引き上げ分0.1月を平成29年4月以降においては6月期の期末手当に0.05月、12月期の期末手当に0.05月と配分する内容でございます。

これにより、期末手当の支給割合は6月期が2.075月、12月期が2.225月となるところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

俗に言う、国との比較でありますけれども、これ引き上げによって、ラスパイレス指数についてはどのように変化するのでしょうか。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

ラスパイレス指数の試算ということでございますが、現在、数値の方、ちょっと把握してございません。

議長（土屋 進君）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第34号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第36号、東庄町立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第36号、東庄町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

全国的に少子高齢化が叫ばれて久しいわけではありますが、本町におきましても、この傾向は進んでいると言わざるを得ません。この少子化に伴う学校教育の在り方につきまして、教育委員会が中心となり、検討を重ねてまいりました。その結果、少子化に対応した教育環境の構築には町立小学校の統合が必要との結論に至ったわけであります。

小学校の統合につきましては、未来を担う子どもたちのために、教育に資するものと確信をしております。

本町、本改正条例につきましては、これから小学校の統廃合の準備を本格的に進めるにあたり、議会の議決をいただきたく、今回の定例会に上程いたした次第でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、東庄町立小学校設置条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、改正内容をご説明する前に簡単に経緯をご説明させていただきます。

町長の提案理由にもありましたが、少子高齢化時代の中、教育委員会といたしましては、平成23年12月に教育行政諸課題検討委員会を設置し、町立小学校の統廃合問題の検討を軸といたしました少子化に伴います学校教育の在り方を示させていただきます。

検討委員会では、アンケートの実施、意見をお聞きする会、報告会を経て、平成25年11月27日に小学校統合につきましては、5校を1校に、できるだけ早い時期の統合が望ましい等の答申をいただいたところであります。

これを受けまして、教育委員会では、平成25年12月から平成26年度にかけて、教育委員協議会を重ね、更には小学校統廃合にかかる説明会などを経て、東庄町立小学校統合計画の策定を進めてまいりました。

平成27年度には新たな教育委員会制度が始まり、地域の民意を代表する首長との連携強化を図ることを主旨とする総合教育会議が設置され、教育大綱の策定を柱とする協議の場が設けられました。

教育委員会といたしましては、2回にわたるこの協議の内容を参酌し、同年12月に東庄町立小学校統合計画を策定し、町広報、ホームページを活用し、町民の皆様に広くお知らせをしたところでございます。

本年度に入りまして、この計画を軸に平成32年度から開始される新教育指導要領を見据えた実施計画を策定し、定例会を全員協議会に、その他の機会をいただきまして、議員各位にご説明をさせていただいております。

本改正条例は、来年度から本格化する統合に向けての諸準備を開始するにあたり、町民の代表である議員各位で構成される議会の議決をいただくものがございます。

それでは、改正内容を申し上げます。

現在、本町にございます5校の小学校を1校に統合することと共に、名称につきましては、東庄町立東庄小学校とし、位置につきましては、現笹川小学校の位置とするものがございます。

恐れ入りますが、参考資料の10ページをお開きいただきたいと存じます。

小学校設置条例の第2条の表で、本町が設置をする小学校の名称と位置を定めております。この表を先程申し上げました内容に改めるものがございます。

なお、位置の表記につきましては、現笹川小学校の地番が地籍調査により変更になっておりますので、これを反映させたものとなっております。

また、恐れ入ります、ここで本冊の30ページをお願いいたします。

改正条例の附則によりまして、本条例の施行日を平成32年4月1日とし、同日に小学校の5校を1校に統合するものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

この設置条例に関しては、東庄小学校統合計画に基づいての提案だとは思いますが、設置条例については、3月議会において、施設計画と併せて提案される予定だったと思います。それで今回、12月議会においては設置条例のみということで、施設計画というか、それは白紙撤回になるのか、また、次の議会に提案されるのか、今後の手順を含めて伺います。

それと併せて、なぜこの時期に統合計画において設置条例を制定する必要があるのか。平成32年度に統合としている中で、あえてこの時期に制定する必要はないとは思いますが。これは教育委員会の見解を伺います。

一方で、統合計画においては、平成32年度に笹川小学校の位置に統合としてはいますが、平成32年度には確保可能な教室数が18教室、その時点で笹川小学校で18教室が可能となった中で、推計違いによって2教室が不足になったという中で、この推計違いもかなり問題はあると思いますが、32年度の統合を考えたときに、統合計画が機関決定されたのは今年の12月、これは既に実数は出ていると思います。その辺の経緯を、説明があったとはいえ、これは納得出来る説明だったとは思いません。その推計違いによって2学級が不足する、その部分はわかりますけれども、ただ、統合計画の中で推計違いにより教室数が不足する場合は、特別教室を簡易校舎建設で置きかえるなどと言っている中で、新たに2教室不足になった部分を含めて、新しく普通教室3教室、そのみならず、音楽室、理科室の増設、それと既存校舎、北、南校舎の改修、トイレの改造、空調、これはそれ以前の説明と大幅に変わっています。計画の変更だと思います。

ただ、その設置条例に関しては、あえてこの時期に設置しなくても、32年度を予定しているんだったら32年度までに設置条例を制定すればいいわけであって、なぜ9月議会にセットで出すと言っていたものを出さないでこの議会に設計業務委託料を除いて設置条例だけなのか、この辺を伺います。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

まず、1点目の手順ということでございます。議会の議決をいただく事項といたしまして、一番の大きなものは本件の設置条例であります。あとは議員のご質問の中で、内容がよくわからないのですが、計画につきましては、議会の議決事項ではございません。ご認識はこれでよろしゅうございましょうか。従いまして、予算につきまして、議決をいただくこととなります。

まず、セットというお話でございましたが、計画と設置条例がセットということではございません。補正予算と設置条例がセットということでございます。

先の9月議会でお願いをしたく、準備はさせていただきましたが、これにつきましては、平成32年度からの統合を目指すということで、来年度から、本来は本年度補正をいただきまして、今年度、校舎の設計監理業務を委託する予定をしておりました。これを国庫補助金事業に乗せますには、議会の議決が必要であります。いわゆる3年以上前から着手する場合には、文部科学省は議会の議決がないと補助対象にしてもらえません。従いまして、来年度の施工を目指しまして、設計監理料の補正をお願いする予定をしておりました。そのときの計画が、もうご案内のとおりでございますけれども、RCで教室を作らせていただきたいという計画であります。これを6月議会の全員協議会で説明させていただきましたが、いろいろご意見がございましたので、財政当局とも相談の上、また時間をかけるということで、今、考えております。

最終案につきましては、先の一般質問の答弁でも申し上げましたけれども、10月の文教福祉常任会協議会の方でご説明をさせていただいております。

そこで、プレハブがということで、軽量鉄骨化ということになりました。そうしますと、設計はある程度必要でございますが、残念ながら国庫補助対象になりません。従いまして、現段階で予算の計上は必要がないということになります。来年度、

予算をお願いし、設計と施工をお願いしていただきたいと思っておりますが、現段階では必要ないということでもあります。

なぜこの12月議会で条例を提案する必要があるのかというお尋ねでございます。それにつきましては、ちょっと資料を。

統廃合につきましては、非常に多くの諸準備がございます。これは前の一般質問でも城之内議員からのご質問でもお答えをさせていただいたところでございますが、せっかくの機会でございますので、詳細にご説明をさせていただきたいと思っております。

現段階で、教育委員会といたしましては、来年度から3ヶ年計画で地域の皆様のご協力をいただきながら、また学校関係者のご協力をいただきながら、一番基本は地域の皆様のご協力でございます。その中で、様々な部会を作成し、これからの準備を進めていかなければ、32年4月には統合は出来ません。その内容でございますが、今のところ部会として何部会か用意をさせていただこうかと思っております。

まず、総務部会。これはあくまでも仮称ということをお願い申し上げます。こちらで校旗、校歌、校章、あと式典関係の打ち合わせをいたします。あと、細かいことでございますが、これは父兄の皆様に直結する、また、呉服店の皆様にも非常にご迷惑をかけるかもしれません。体操服、名札、上履きの決定であります。これにつきましては、早急に決めませんと在庫の関係とかで呉服店の皆様には多大なるご迷惑をおかけする可能性がございます。

次に、学校施設備品部会という部会を制定しようかと思っております。こちらにつきましては、五つの学校が一つになるわけでございますので、少なからず改修整備の関係、改修整備と申しますのは、これは校舎の関係でございます。あと学校の内部事情でございますけれども、消防、備品の整理、それから搬出計画等々ございます。こちらにつきましては、今、各小学校で持っております備品をどの程度、どう整理して、どう配置するか、こちらの準備もそれ相応の時間が必要となります。

あと、通学安全部会。これも仮称でございますが、通学路の安全対策、こちらにつきましては、もしかしたらまちづくり課と、また財政当局との交渉、それから議会などのご同意をいただきまして、道路の改修も必要になるかもしれません。

あとは、当然安全対策であります。

あと、軸になりますスクールバスの運行計画。こちらにつきましても、地域の皆様、それからご父兄の皆様のご理解、それからご協力をいただかなければ決定して

いくわけにはまいりません。

あと、児童交流支援部会。これは学校のお子さん方には一番重要なものになるろうかと思えますけれども、交流事業の立案、それから実施、それからそれを支援していただく地域の皆様のご協力、これをどのようにいただけるか、こちら也非常に大きな課題であります。

あと、これは教育委員会が主導権を握ってやることではないと考えてはおりますが、現実問題といたしまして、今、存在いたします教育振興会、学区の教育振興会、それからPTAなどがあります。これらの編成をとのようにしていただけるか、これは、それこそ地区の皆様のご協力がなければ成り立たないわけであります。こちらを地域部会と名づけておりますけれども、このような部会を平成29年度から実施するにあたりまして、今の状況下で議会の議決をいただき、私どもの事務のいわゆる軸にさせていただきたい。来年度予算から、もういろいろな部分の予算も要求させていただきたい。それから、一番大事なことは、地域の皆様のご協力をいただくためには、議会の皆様のご同意がなければ進まないわけであります。そのために、今、ここで条例をお願いしたいということで提案をさせていただいております。

あと、推計違い等のお話がありました。こちらにつきましては、本案件とは少しかけ離れた、質疑とはかけ離れたところだと思えますので、細かい説明は差し控えますが、既に実は説明をさせていただいております。

ただ、1点だけ申し上げたいのは、平成32年度から新教育指導要領が始まります。それにつきましては、まだ現在、私の記憶では文科省が策定、そろそろ決定されることかと思えます。それを平成24年、25年当時から盛り込めば、それこそ良かったのかもしれませんが、それにつきましてはなかなか難しいことであったかと思えます。

このアクティブラーニング、今、もう流行りでございますが、この言葉、座学ではなく、お子さん同士が対面し合って、見て、触れて、それで単教室でやったものを、複合教室の中で発表し合う。そうすれば多目的ルームが必要だ、それから今のお子さんたちは、相当いろいろな問題を抱えた子もいらっしゃいます。そうすると、その子を送り出して授業をする場所、いわゆる生活科ルームなり、いろいろ名前もございませぬけれども、その部屋も必要になります。その部屋を、あと児童会室、これも当然必要になります。児童交流の場としても、非常に大事な場でございます。

その教室は、今、諦めた状態で32年にお願いをしているところであります。

ですから、毎年1学級ずつ減っていくのはわかっておりますが、まず、今一番欲しいもの、それを児童会室も諦めております。それから、取り出し授業をする場所もございません。

それとあと、言語指導を要するお子さんが非常に増えております、本町におきましては。これ、理由ははっきりわかりませんが、言葉の未発達の子どもが非常に増えております。そのような子を指導する教室も、当初、計画のときには教室の半分を使用する予定をしております。

そのような状況下での出発であります。教室が余るということはありません。遠い将来においてはどうかもわかりませんが、ここ5年、10年のスパンでは、統合小学校における教室の余分は生じないと考えております。

あと、地域から集まります伝統文化でございます。各小学校は140周年を迎えております。それらの中で、どれだけの、今まで地域の皆さんの思いが込められたものが集まっているか。それを統合小学校に集めて、どこかの場所に展示する場所も欲しいわけでありまして。それらのことを考えますと、スペース的に余っているとは言えないと感じております。

以上であります。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

いろいろ答弁があったものですから、それに一々答えるの、なかなかあれなんですけれども、時間の関係もありますけれども、まず、空き教室が発生しませんというのが最後にあったんですけれども、ただ統合計画においては、33年度以降、1教室ずつ空き教室が発生しますと、しています。ここでも違ってきているわけであって、設置条例自体は、あえてこの時期にそれのみを設置しなくても、それは32年に笹川小学校の位置に統合する場合のスケジュールを考えた時には、そのような部分でしょうけれども、施設計画の設計業務委託料と同時で併せてでもいいし、設計業務委託料が先でもいいしという部分が技術的にはあると思います。なぜここで同時に設計業務委託料と一緒に出すと言ったものが12月議会に延ばして、ここなのか。やはり32年、笹川小学校ありきとしか言いようがありません。

それとその統合計画における18教室が必要としている中、やはり増えた、それとそれに伴って、笹川小学校の校舎をほぼそのまま活用してとか、従来説明してきた部分、その部分と大幅に変えるわけですから、大幅な変更であるし、その場合はやはり、いきなり6月議会にこういうものが出て、議会としてもそういう状態ですし、保護者、町民、住民は、その施設計画はほとんど知らないと思います。

やはり違ったんだから、あえてじゃなくて、保護者、住民に説明する必要はありません。

それとその設置条例、今後の日程を考えてという部分がありましたけれども、統合計画においては、設置条例部分は平成30年度以降のスケジュールになっています。統合計画においては、今、課長はスケジュール、いろいろ言いましたけれども、それからでも間に合うんじゃないですか。

それと、やはり笹川小学校でこれだけのものをやるんだったら、笹川小学校で将来的に笹川小学校の位置で小学校をやるのか、中学校の位置に移転とも統合計画が言っています、将来的に中学校校舎を建て替える場合は、中学校校舎ももう42年経って、かなり老朽化しています。笹川小学校よりも少し新しいんですけども、中学校の方はかなりひどいと思います。

将来ビジョンもなくて、将来ビジョンも示せなくて、やはりこれは我々議会の人たちでも判断出来ません。笹川小学校でやらないんだったらかなり無駄になると思います。それならばその分、中学校の位置に移転するんだったら、そのときに試算なり、笹川小学校の位置でやるんだったら、笹川小学校の法定耐用年数50年になります、統合のときは、それを考えたときに、それなりの、中途半端な増築、改築だけではなくて、それなりの整備をした方がいいとか、やはりこの統合計画はある程度、ある程度というかかなり違った部分がある以上、18教室になる2年後、平成34年度の統合でもいいんじゃないかとか、中学校に行った方がいいんじゃないかとか、いろいろな意見があるわけですから、計画が大幅に食い違って来た以上、改めて保護者や住民に説明する必要、意見を聞く必要があると思います。あえてこの時期に設置条例を制定する必要はないと思います。これは教育委員会の見解というか、認識を伺います。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

先程と同じ答弁を繰り返すことになりますと失礼になりますので、違う観点から申し上げたいと思います。

まず、反論するようで申し訳ございませんが、セットもので出すということは、議会に対してお出しするということは、お約束した者は恐らくいないと思います。それはそれぞれの場所で行うことでありますので。

設置条例が今にというのは、先程ご説明申し上げましたとおりでございます。

あと、計画が大幅に変わったというご指摘でございます。平成32年4月に、笹川小学校の位置に、5校全校を廃止して、1校に統合すると。この計画は変わっておりません。

従いまして、大幅な変更であると教育委員会としては認識をしておりません。あくまでも手法であります。それで、議員ご指摘のとおり、将来計画ということであります。これにつきましては、当初、RCで計画を進めさせていただきました。

それで、その経過を時系列から申し上げますと、給食センターの整備計画が今、ございます。

こちらと併せまして、委員会の中でもいろいろ、教育委員会の中でも協議をさせていただいております。これは委員さんと教育長で構成する教育委員会になります。

私共は事務局と申し上げますが、これからは事務局と申し上げますが、教育委員会、教育長、それから教育委員の皆さんで構成される教育委員会。こちらの中でも、いろいろご意見がございました。

ただ、給食センターをこれから、本会議が終わってからのご説明になりますが、やはり中学校の位置にということの中で、将来的には小学校の施設が可能であれば、財政的に許せば、小学校の位置に持って行きたい。

そういう中で、それがございましたので、RCから軽量鉄骨、いわゆるプレハブ化ということで、事業費の軽減を大幅に図ったわけでございます。高木議員からありました8億6,000万円から4億円以上に下げたということでございます。

従いまして、総合的に教育施設を考えたときに、ビジョンがないというご指摘ではございますが、これは教育委員会の中で機関決定された、いわゆる明文化出来るビジョンではございませんが、可能であれば将来的には中学校の中央の位置、ただ、今現在、その計画を立てるのは無理であります。財政的にも無理だと思います。そ

れから、小中一貫校も今、お話が出ておりますが、今の状況下の中で、まず教職員の配置が出来ないと思います。それから、私共、町の教育委員会事務局を含めた教育委員会で、その小中一貫に対する教育の、それこそビジョン、これをまだ作り得ません。こちらにつきましては、それぞれ特色のある教育をなされるべきでありますので、ただ小中一貫教育、義務教育学校にして、先生方を投入してもらうということでは、高木議員からもご指摘いただいているように、何のビジョンもない教育になります。

本町におきましては、まだその準備が整っておりません。従いまして、何十年かでございますが、笹川小学校の位置に小学校を統合し、それで財政的な余裕を見ながら、それから恐らく児童・生徒数の激減とは言いませんが、減っていく。そして、中学校もあと20年後には耐用年数が参ります。その時に、あそこに小学校と中学校の施設が作れる可能性も出てくるわけであります。

今、5年後程度の児童・生徒数で、あそこに同じ施設を作るとすると、とても、ちょっと試算は出来ませんが、恐らくその数倍以上のお金がかかる。給食センターも今、これから説明をさせていただきますが、10億単位のお金がかかるわけであります。そうしたときに、今現在の中でその計画はなし得ないということでありませう。

ということでありませうので、よろしくお願ひします。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

その統合計画の大幅な変更というものは、これはもう認識違いだから議論しても仕方がないと思います。完全に認識違いですから、以上にします。

ただ、その中で、統合計画が機関決定したのが12月、この機関決定も教育長が任命されていない中で、前の議会でも言ったんですけれども、かなり問題はあると思います。教育長は教育委員会を代表する責任者です。それはともかくとしても、6月議会に施設計画、大幅な改修、増築、新築云々ありましたけれども、やはりその6月の施設計画、説明が何回かあった中でも、二転三転、いろいろ変わっている部分もあります。教室の転用を含め、町の教育委員会の言うように、町の大事な子どもたちの教育ですから、やはり二、三ヶ月でドタバタ決めないで、将来を見越し

て、しっかりした計画を立てるべきだと思います。

それと、その施設計画、設置条例と関係ないとはいえ、関係あると思います。その中で、最初に出てきたのがRC鉄骨作り、その中で、その部分でやるべきではないと思います。設置条例、急ぐ必要はないと思いますので、改めて考える必要があると思います。

以上です。

議長（土屋 進君）

他に。

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

3番、佐久間です。先程課長が10年位教室は足らなくなることはないと言っておりましたけれども、それだったらなぜ2校でやらないんですか。なぜ笹川小学校にお金をかける必要があるんですか。前にも言いましたよね。神代小学校、来年、複式になるんでしょう。来年があるも何も、神代と笹川、一緒に統合すればいいんじゃないですか。それで石出、橘、東城、そっちはそっちで統合して、校長一人置いて、教頭を派遣したらいいわけでしょう。そういう検討はして、この前も聞いたんですけど、なぜそういう、何でお金をかけなきゃいけないのか。無駄になるでしょうということでは反対しているんですよ。

先程、町長……。

議長（土屋 進君）

佐久間議員、今、反対討論じゃないです。

3番（佐久間義房君）

だから、その説明をちょっともう一度聞かせてくださいということです。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

今回につきましても、委員会の中でご説明をさせていただいておりますが、またこの場をお借りしましてご説明をさせていただきたいと思います。

2校案でございますが、教育委員会といたしましても、シミュレーションはさせていただきます。一番の軸になるところは、やはり単学級の解消であります。

笹川小学校は辛うじて、学年によっては単学級でございますけれども、複数ございますが、他校との組み合わせをいたしましても、なかなか単学級が解消されません。笹川小学校に統合になるところは単学級が解消される可能性がございますが、他の2校の組み合わせでは単学級が解消されないと。

ここはやはりこれからの教育を思うと、統合の効果を考える時に、非常にここをクリアしないで統合はありません。また、尚かつ2校にするということは、やはり統合の合理性、これは経済的なことを申し上げて、子どもたちがいいのかどうかはあれですが、1校にすれば経済性はある程度、高まります。ただし2校ですと、その効果は少ないだろうと思います。

一番の基軸になるところは、単学級のまま残るということであります。

以上です。

議長（土屋 進君）

他にございませんか。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

5番、花香孝彦です。先程城之内議員からも質問がありましたが、同じような質問を考えておりましたので、その延長線上で質問させていただければと思います。

統合計画内のスケジュールで、30年に統合計画の、この設置条例、30年に設置条例を決めるという話が、なぜ今、決めなければならないのかという質問をされた答弁の中で、課長の方から、いろいろ準備があったり、軸になったり、地域の方の協力が必要なので今決めなければならないというような話をされたかと思うんですけれども、それはもともと統合計画を決めたこの時点から準備が必要だと明記されておりますので、それは回答にはならないと思います。なぜそういう準備が必要なのはわかっている30年に決めると決めたものを2年前倒して、今決めなければならないのか、もう一度、根拠の方の説明をお願いいたします。

次に、もう既に説明が返ってきているかと思うんですけれども、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

平成32年に統合するという話は、当初、目標年度ということで32年、目途ということで設定していたと思います。これは説明時において、32年で決まったという説明ではなくて、32年を目途にとか、目標年度は32年という話で説明をし

てきたと思います。その時には、校舎は足りるということで、新校舎は建設しない、無駄なお金をかけないという話で説明は進んできたと思いますが、最終決定時において、策定時の統合計画時において、急に校舎を建てる一文が追加されたんだと思います。

ということは、校舎を建てるという話は誰も説明で聞いていないと思います。校舎を建てるという説明は説明会の中ではしてはいてなく、お金をかけないという話で進んできた32年度というのが目途であったわけでありまして、この話のつじつまを合わせるのであれば、お金をかけずに18クラスで足りるもの、お金をかけずに18クラスで足りる、今の笹川小学校をそのまま使う年度は、今考えれば34年ということになると思います。あくまで32年は目途でありますから、32年に固執するのではなく、34年という変更があってもいいと思うんですけれども、その点はもう一度伺わせていただきます。

あとは、少し、先程も説明を拒否されておりますので、もう一度質問をするのは質問しがたいんですけれども、児童数について。

そもそも子どもたちが少なくなるという前提で、児童数の話をしてきたんだと思います。この児童数が少なくなるということで、32年と決めたり34年がどうかとか、そういう話が軸になってきていると思うんですけれども、この児童数という話、少なくするという話を、この大元になるデータを崩して。

議長（土屋 進君）

花香議員、質問の最中なんですけれども、今、設置条例に関してで、この後、討論があるんです。その中で発表していただけますか。

5番（花香孝彦君）

はい、修正しながら質問しますので、ご了解ください。

報告では、児童数は61人という違いがありました。この61人という増えた児童数は2年程度で解消される。34年まで待てば解消されるという話をしているんですけれども、なぜかこの児童数には、引っ越しに伴う人口の増減、これからまだまだ子どもたち、引っ越してくると思います。こういう児童数の増減が含まれていない中で話をしております。

更に、教室数につきましても、18が2クラス足りなくて20になって、3クラス作ってと、計算していきますと、何か1クラスぐらい誤差があるように感じてお

ります。

子どもたちの誤差を少なくしたり、他の提案をすることなどによって、この32年なのか34年なのかという話に、何か問題が移り変わってきてしまって、もともとの原因は子どもたちの数を間違えたことが原因であるわけですから、やはりこの混乱の原因、今32年か34年以降かと決めようとしている混乱の原因は児童数なのではないかと思います。

この児童数につきまして、私は町の人口ビジョン、新しく人口ビジョンを出されたと思います。この人口ビジョンと整合性が取れていないように感じるんですけども、ちょっと少なく報告しているとか、少なく感じられるように報告をしているとか、推測なので全く入れていませんという回答をいただけるのかわかりませんが、もともとの原因となっている児童数について、正しいのかどうか、もう一度信憑性を伺わせていただければとお願いいたします。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

まず、本条例を今の時期にということでございます。今のような状況下でありますので、私共、来年度から教育委員会として、事務局といたしましても、統合の事務を進めるにあたって、ここの場で条例の方をお決めいただかないと、私共は何をどの方向に向いていいのかわかりません。従いまして、この場で、この時期にお決めをいただきたいということでもあります。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、32年の関係でございますが、やはり数合わせのお話であるかと思ひます。実は、32年4月から統合をとということは、説明会等をさせていただいた中で、現役のお父さん、お母さん方、この方々はもうご理解をいただいているものと考えております。

その必要性があるわけでありまして。現場の、お子さんをお持ちのお父さん、お母さん方は、やはりご自分の子がかわいいわけでありまして、そうすると、笹川小学校におきましては、今、2クラスあるところがある。ただ、神代ですと、先程もご説明をいたしましたけれども、来年から、今、現2年生と3年生が複式学級になります。そうすると、施設の方がもう4割超えております。4割近い。そういう状

況下の学校もあることをお考えいただければ、私共は、教育委員会といたしましては、32年4月の統合に向けて準備を進めさせていただきたいと思っております。

あと、34年度には、計画上は教室が足りるのではないかとご指摘であります。あの計画の時には、先程も申し上げましたけれども、新教育指導要領の考慮がされておられません。お恥ずかしい話でございますが、ですから、多目的ルームも言語指導教室も児童会室も全て普通教室に転用して18教室です。ですから、余裕のある教室はないわけでありまして、34年度になっても多目的ルームはない学校のままであります。ですから、そこはお考えをいただきたいと思っております。

新教育指導要領におきましては、アクティブラーニングということで、先程から申し上げておりますけれども、音楽も自分たちの教室で授業を受けるのではなく、音楽室で楽器に触って、レコードを聞いてということをお求められております。理科も、薬品を使って実験をする、自分の机の上で、ただ座学で学ぶのではないということでもあります。

そうすると、コマ数的に1教室では足りないということで、増築をお願いしているわけでありまして。

ですから、当時の計画につきましては、お恥ずかしい話ではございますが、教室の数だけに着目したもので、平成28年度に入りましてから、新指導要領が見えてまいりましたので、それを加味したものであります。

あと、人数の算出の誤り、これははっきり申し上げまして、推測値でありましたが、相当、61名ほど違っておりました。

ただ、計画には、それぞれ申し上げますと、香取学園さんの人数は入っておりません。短期入所がありますので、何人来るかわからないわけでありまして。その人数が、現段階で30人程度であります。これにつきましては、原則は短期でありますので、入所されてからすぐ出て行くという想定であります。ただ、残念ながら最近では社会情勢があるんでしょうか、なかなか長期でお預かり、学校におられるお子さんが増えております。そうすると、その方々が固定的な数になる。その数が30人です。出生率の読み違いが30人です。

ですから、60人という大きな数ではございますが、そこも将来設計をするときの数の誤りということで、大きな心でお認めをいただきたいと思っております。

あと、65人の数と70何人の数では、2クラスになるのか3クラスになるのか

で変わってまいります。そこが学校の学級編成のときに非常に厳しい数字でございます、1年生は35人学級でありますので、71人になると3クラスになります。計画では65人で、60から65で考えておりますが、それが6人増えたら71人になって、3クラスになるわけでありまして。こういう数の変動がございますので、そこは花香議員ご指摘のように、人口ビジョンとかという世界の話ではありませんので、そこは現実に即した、数が読めた段階での計画ということで修正をさせていただきますのは当然かと思っております。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

他にございますか。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

何となくわかるような話であるような気はするんですけど、2年間延期出来ないという話は、何か法律が変わって何とかかんとかでと納得したような感じになってしまいうんですが、だったら尚更説明は必要なんじゃないかなと思うんですよね。町民の方々に、理由があって、お金がかかるようになってしまったというのであれば、尚更必要であると思えますし、考え方によっては統合計画にアクティブラーニングの話を盛り込まなくても良かったんじゃないかなという話も思えると思うんです。

どっちにしても、一緒に考えるような話で出ているわけですから、お金がかかるという話であれば、しかも金額が8億6,000万円という話を最初にぶつけてこられました。それによって、町民の方々は不審に、不安に、いろいろなものに思ったわけです。それを4億4,000万円に下げたからいいだろうという話でも、やっぱりないと思うんですよね。もう少し、2年遅らせれば、3年遅らせればというところで、もう少し遅らせたなら上手く行くんじゃないかなと思うんですけれども、この2年、3年の間に4億円というお金を投じなくてもいいんじゃないかなと思うんです。もう少し詳しくご説明いただけたらありがたいと思います。

子どもたちの話につきましては、やっぱり引っ越してくる方の児童数というのは計算に入っていないということで良かったんでしょうか。もう少し人口ビジョンとか、教室数について議会と教育委員会と執行部と話をしていけば、そういう見えないところの不信感があるから余計に不安をあおられるような気もするんです。

もう少し詳しいデータをもとに、やっぱり大元になる児童数のデータというのが一番大元にあるわけですから、そういうデータを公にさせていただいて、みんなで協議するという時間を設けるというのが大事であると思うんですけども、どうでしょうか。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

一番最後のお話、データを公にしてというお話がございました。データにつきましては、6月議会から議員各位にお配りをしたデータで公表させていただいているつもりでございます。

あと、執行部と議会と教育委員会が協議というお話がございました。やはり最終決定につきましては、議会が決定していただくわけですが、執行部として、これを計画を作っていくのは町長、それから教育委員会の務めだと思っております。最終決定をいただくのは議会の務めだと思います。

それから、この短期間のうちに何億の投資がされるというお話がございました。ただ、建物の増築にかかる金額は1億8,000万円でございます。ただ、そこに建築基準法の関係で、浄化槽の新設、開設に更新が必要となりますので、そこで2億円強であります。あとに関しましては、いつの時点で統合しようと、統合小学校の無線LANの設備、それからトイレの改修、こちらにつきましては、どの時点で平成34年度、35年度にしようか、これはあくまでも必要になるかと思えます。ただ、統合しないで、今、5校を運営していけば、その間に各学校のそれぞれの施設の更新が入ってまいります。

ですから、形式的な部分の面を重点に取って申し上げれば、今現在、橘小学校は日々50トン漏水している状況であります。そういう状況下の、もう老朽化した施設もあるわけありますので、それぞれの学校をその経費の中で維持していくには、やはり集中したところで改修をかけて、新しい設備にして、維持していくというのが経済性としてはなおかつあるのではないかと思います。

あと、統合の効果として、当初、ご説明させていただきましたけれども、5校を1校にすることによって、ただ定数的な数字ではありますが、経費的には年間5,000万近くのお金が浮くという言い方はあれですが、かからなくなる、計算上そ

うなります。

その辺もございますので、この時点での2億円、4億ですか、がどうかということとは再度ご一考いただければと思います。

議長（土屋 進君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

質問したことによって、新しい情報が出てきたような気がするんですけど、そういうのも含めて新しく協議する時間がまだまだ必要だったんじゃないかなと思います。

今、5,000万円ずつ浮くという話ですが、私は全く浮かないと考えております。2、3年間は浮くんだと思います。その後は浮かないですね。どうでしょうか。今の5,000万円浮くという話はちょっと違うような気がするんです。そこだけもう一回、答弁願います。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

これはもう当初6月にご説明したとおりでございますので、あの定数をもって、経費的には5,000万円、年間にかからなくなると考えております。ただ、今の運営形態を縮小した場合に5,000万円ということであります。スクールバスの経費とか、それからそういうトータルのものは加味しておりませんので、よろしくお願いをいたします。

議長（土屋 進君）

他にございますか。

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

ただいま学校関係の経費が軽減されるのではないかというお話でした。教育課の方から出ております数値というのは、当然計算上で、ただ単にはじき出される数値という意味合いであります。厳密に言いますと、交付税とかそういったものも当然影響してくるものだとは思われますが、今現在、それがどういうふうに影響を受けるのかという部分はちょっと試算の方はしてございません。

以上です。

議長（土屋 進君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

何か今、話がかみ合っていないですね。誰か答えられる方がいたら。試算してないものがこれから浮いてくると説明を教育課からされる、答弁いただけるのであれば、誰かお願いします。

議長（土屋 進君）

いや、もう質問、3回以上しているので、これは答弁必要ないと考えます。

他にございますか。

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

小林課長が教育委員会の立場で申し上げているのは、例えば、用務員の方が一人減る、先生が減る、そういうような形の現実的なお金が幾ら減るといようなことを申し上げました。総務課長は、交付税の関係で、減る可能性はありますけれども、それが幾らかどうかは今、算定出来ないといような意味のことを申し上げました。ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（土屋 進君）

他にございませんか。

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

今、いろいろな方からいろいろな意見が出ました。その統合計画について、いろいろと技術的な話が多かったのかなと思います。その中で、私は教育委員会が行った各地区の意見を聞く会、これ各学区ごとにやったわけですが、そこからいろいろな意見が出ましたけれども、この統合計画の中には、それら町民の意見が、各学区ごとの意見が全く反映されていないと思うんですよ。私もこの議会で、一般質問で、確か3回ぐらいこの位置について質問したと思うんですけれども、意見を聞く会の意見は尊重しますと、こういう答弁であったんですけど、この町民の皆さんの意見は、私は統合計画の中に位置を決めるところに反映されていないんじゃないかと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

教育委員会といたしましては、統合計画の方に記載をしたとおり、諸課題検討委員会から答申をいただいた後、教育委員会委員協議会等を重ねまして、平成26年度には住民説明会を8月に、また今年、26年11月から冬場にかけて、各地区の説明会、それから27年1月には意見をいただく会を開催しているということとなっております。こちらのとき、私、実は担当課長ではありませんのであれですが、経過といたしましては、そういうことで積み重ねたものと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

討論省略には異議がありますので、この討論は行うことにします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

現在の町立小学校5校を平成32年度に笹川小学校において統廃合する、この東庄町立小学校設置条例については、反対です。

この設置条例は、小学校統合計画に基づいての提案だとはいえ、東庄小学校統合計画、それに伴う施設計画は、統合計画従来の説明と大きく乖離しています。認識が課長との話し合いというか、質問の中で認識はかなり違いますが、やはり大きく乖離していると思います。

計画が大幅に変更されている以上、改めて検討する必要があります。統合計画における児童数の推計違い、それに伴う普通教室の新築、理科室、音楽室の増築、既存校舎の改修、トイレ改造、空調設備の設置等、大幅な改修・改造は、統合計画と大幅に違っております。

先程、課長から新学習指導要領、平成32年度から実施されると思いますが、それを加味して云々ありましたけれども、それだけではなくて、やはりその時にそれならば計画に盛り込むべきであったと思います。説明が大きく変わっている以上、改めて住民に説明すると共に、改めて検討する必要があります。

また、先程も言いましたように、2、3ヶ月で二転三転、いかにも場当たりの言わざるを得ません。将来的に笹川小学校の位置に存続するのか、町長の話の中では笹川小学校が最適という部分もあります。教育長の話の中では、中学校にというようにも聞こえます。やはり大切なのは子どもたちの教育環境です。しっかりした将来構想、将来ビジョンを示して、それに沿って推進すべきだと思います。

また、既存の笹川小学校の校舎、中学校の校舎も法定耐用年数も近づいております。かなり老朽化しております。やはり10年後、20年後には建て替えも必要になると思います。それも考慮する必要があります。笹川小学校で、やらないならば、鉄筋コンクリートRC作り、法定耐用年数50年の計画は変更してきたとはいえ、ただこの変更にも問題はあります。笹川小学校で将来的にやるならば鉄骨RC作りでいいでしょう。補助金がなければ、ないから鉄骨、これ一貫性がありません。長く持つものを建てようとしたのに、今度は補助金がないから18年の耐用年数の軽量鉄骨、基本的な姿勢が感じられません。いろいろ質問した中で、かなり食い違いが、私共と食い違う部分がありますので、これは認識の違い、議論しても仕方ありませんので、ただ幼稚園を含めて、将来的に将来構想を示し、それに沿って推進する必要があります。これは当たり前のことです。将来、どうなるかわからないで、場当たりのその場でやるものではないと思います。我々議員としても、将来的な部分がわからなければ判断のしようがありません。判断する材料というか、判断する根拠は必要です。

また、保護者、住民、この意見の反映というか、それが大事だと思います。計画が大幅に変わった以上、改めて保護者、住民に説明する必要は、必要不可欠です。

それと平成32年度に、笹川小学校の位置に統合するという設置条例をあえてこ

こでやらなくても、計画が進まないとか、そういうことはないと思います。計画は淡々と進めていく。設置するときに条例を制定すれば技術的にもそれで可能だとは思いますが。

やはり一番重要なことは将来ビジョンを示して、住民、保護者に説明し、理解を得ることが必要だと思います。拙速はいけません。

この設置条例には、以上の理由で賛成は出来ません。反対です。

議長（土屋 進君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

東庄町立小学校設置条例について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、反対の理由として、予算的なことが第一となり、統合の目的は何のために統合するかを今一度考えるべきです。一番に考えなくてはならないのは、生徒、子どもであります。経費の支出を抑えることだけを考えるなら、教室を増やさなくても、目標の32年度の2年後かもしれませんが、そのプラス2年間で当該生徒たちはその犠牲者となります。まして同じ東庄町に住んでいながら、5校の教育環境がとてつもなく格差が起きることは大きな問題であります。この問題とは少し違いますが、国政選挙が3回、違憲判決が出ています。訴訟を起こした弁護士は、1票の格差が一人としての人権を憲法14条の法の下での平等を侵害していると訴えているのであります。

東庄町の小学校と捉えた場合、町立小学校の教育環境に現状のような大きな格差があっているのでしょうか。三つ子の魂百までという諺があるように、小学校の時代がその後の人生に多くの影響を及ぼすことは明らかであります。

憲法26条、教育を受ける権利を保障しています。また、2項では、教育権は子女の親が持っているとして解されてされていますが、解説書を読むと、それは家庭教育や学校選択の自由で、教師の享受の自由は限られた一定の範囲で認められています。それ以外の領域では、国がこの権利、政調に対する社会公共の利益と関心に応えるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容を決定する権限を有するとあります。

経費的な問題は、大人が我慢もし、優先もすべきは教育であります。今年、2校

が140周年記念の式典を終え、全ての小学校が満140歳を迎えたわけでありませんが、学校発祥の頃は、長岡藩の藩士、小林虎三郎の政策、米百俵であると思われる。「100俵の米も食えばたちまちなくなるが、教育にあてれば、明日の1万、100万俵になる」と諭し、自らの施策を押し切り、支援でもらった100俵の米を売り、学校を開設した。この施策が全国に波及し、それまでの寺子屋から、学校が開校されたと思います。

昭和の時代でも、松下幸之助氏は、オイルショックで国民がトイレットペーパーを奪い合うように買い求める姿を見て、これは国の施策が、政治がしっかり世界を見据えて舵取りしていないからだとして自ら政治の世界に入ろうとしましたが、商売の神様でも政治は勝手が違うと諭され、では本物の政治家を育てようと、松下政経塾に私財を投げ出し、「政治は国家経営なり」を基本理念として設立し、人材育成に尽力しました。

当の松下幸之助氏は、学校は尋常小学校しか出ていなく、学歴がないから人の話をよく聞き、体はあまり丈夫ではないから体を使う仕事は自分は向いていない。人の仕草ややり方をよく見ていたことが成功した要因だと分析しています。

本物、つまりその道を極めるには、教えてもらうだけではなく、自らが研究し、探求をしなくては本物にはなれない。そのことから、松下電器でも徹底して現場からの意見を取り入れて、松下政経塾の塾長も現場の開発者を抜擢しました。このように、子ども、大人も教育に重点を置き、その教育環境を整え、将来を託す子どもたちのために、まさしく米百俵の精神で私たちは自分たちを犠牲にしても、小学校の統合は実行すべきであります。

博士号を持つ人たちと、仕事上、いろいろな話をしましたが、子どもの時にいろいろなことに興味を持ち、それから少しわかると面白くなり、だんだんと専門的に研究していくようになる。生活するのも大変だった。けれども、専門の本を購入したりして没頭していったと。博士号は別に目的ではない。研究していった、辿り着いたところであったと。この先生方のように、最初に興味を持つ勉強は小学校から始まると思います。統合予定の平成32年には、新学習指導要領になり、自分たちで課題を設け、それをみんなで探求し、話し合い、自分たちで問題を解読していくように聞いております。そうなれば、やはり多くの生徒で話し合い、協力し合い、自分たちで答えを導き出す環境が必要です。その小学校に現在も今後も環境教育に

格差があってはならない、それを是正し、教育環境を統一するための統合には計画どおり進んで行くべきであります。

以上、東庄町立小学校設置条例に賛成の立場で意見を述べさせていただきました。  
議長（土屋 進君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

先の11月24日の総合教育会議において、3人の教育委員が給食センターを東庄中学校に設置することはベターであるとか、ベストであるとか、なぜなら、ゆくゆくは小学校も東庄中学校のところに持ってくるからと言っていました。将来的にそんな構想をお持ちなら、なぜ笹川小学校にお金をかける必要があるんでしょうか。教室が足りないなら、とりあえず2校にしておいて、中学校のサッカー場のところに新校舎を建設し、そこへ中学生を一旦移動しておいて、中学校の校舎の方が老朽化が必ず激しいので、また執行部は中学校の大規模改修をしなければならないと言っております。中学校を解体して、そこに新校舎を建設し、そこに小学校、幼稚園を持ってくれば、無駄な経費をかけずに済むのではないのでしょうか。そういう観点からの32年度の小学校設置条例には反対である。

東京都みたいに町民ファースト、情報の公開、我々議員は選挙において町民に選ばれて、町民の代表で行政をチェックするためにここにいるわけでありますから、町民が反対していることに賛成するわけにはいきません。

子どもたちのためを考えるのであれば、良い学校を作りましょうよ。小中連携校を東庄中学校のところに作るのがベターだと思います。

以上で、この設置条例には反対です。

議長（土屋 進君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

1番、土屋光正君。

1番（土屋光正君）

私は、子どもの立場から少し考えました。子どもたちは今、学校に行って、何人の生徒が、友達がいるんでしょうか。今の4歳児から考えてみます。4歳児、32年度、統合の年度、その4歳児の時に、1年生全体では、女の子が40人、男の子

が31人と思います。その中での、学校が一つならそれで済みますけれども、5校ありますと、その中に女の子が一人、男の子5人とか、男の子一人とか女の子ばかり、現在、そのような状態が来ています。女の子一人で男の子がずっと入って、6年間勉強するとか、男の子一人で女の子と勉強するというのを、実際、今、行われています。是非そういうことがないように、統合し、一緒に、女の子同士、男の子同士の、勉学に励むような学校をお願いしたいと思います。

今、私は学校関係の他に、他のスポーツ少年団、スポーツ団体の役員、コーチとか、いろいろなことを行っています。子どもたちによく聞くと、一つの学校だとスポーツが出来ないとか、このスポーツをやるのに学年同士では出られないから、低学年も一緒にしないと参加できない状況が来ています。

また、町のスポーツ少年クラブの大会に行っても、同じ学校から私が頼んでも、この5年生なら5年生、6年生なら6年生しか出られませんので、他の学校からでもどうにか出場するようにお願いしますと頼んでいるんですけども、なかなかそれも出来ません。統合したら、是非一つの学校ですので、いろいろなことが出来ると思います。

また、今、小学校で、修学旅行とか遠足がありますよね。一つの学年で行けないんです。そのために、他の学校と共同してバスを借りて、予算を取って遠足が行われています。父兄の方に聞くと、それも大変な浪費ですということです。私は以上の理由で、設置条例に賛成します。

以上で私の意見を終わります。

議長（土屋 進君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

私はこの小学校設置条例には反対します。

この小学校設置条例案については、町の合併問題と同じ位重要な案件かと思えます。そのため、教育委員会においては、諸課題検討委員会や各学区ごとに意見を聞く会を開催し、いろいろな意見を聴取しました。そこで出された意見は、圧倒的に中央に中学校の隣に作って欲しいということでした。

教育委員会は、皆さんの意見を尊重すると言いつつも、笹川小学校への統合を決

めました。平成32年4月開校すれば、教室も十分確保され、お金がかかりませんと言いました。しかし、実際は8億6,000万円かかるということです。

また、今年の町の広報2月号には、新しく東庄小学校が誕生しますと発表しました。しかし、東庄小学校の設置条例が議会で議決されなければ、正式に決まったことにはなりません。決まってもいない小学校統合の情報を広報で流すということは、情報操作であり、あってはならないことです。お金の問題と情報操作までして、統合問題に決着をつけようとしています。こんなことでいいのでしょうか。

子どもたちには、学習を通じて物事の良し悪しの判断や民主主義等について、教える立場の教育委員会のすることではありません。この小学校設置条例案には、多くの町民が疑問に思っており、拙速に結論を出すべきではないと思います。

ここは一度、立ち止まって、十分に検討すべきだと思います。

私は以上の理由により、この条例案には反対します。

以上です。

議長（土屋 進君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、林俊之君。

6番（林 俊之君）

6番、林です。設置条例制定について、賛成の意見を述べさせていただきます。

まず初めに、私は非常に残念に思っていることがあります。統合に向けて準備をしてきて、今年の6月に増築をしなくてはいけないという話が出てきました。最初の予定とは全く違います。説明を求めるために町、そして担当課に説明を聞かせていただいて、理由はこの後、述べますが、私は賛成の立場を取ってまいりました。

非常に残念なのは、先月、11月に入って、最初の予定では鉄筋コンクリートで建てる予定が、なぜ軽量鉄骨に変更したんですか。私は、最初の予定のとおり、子どもたちのためには良いものを建ててあげたい、それが当たり前です。ですから、なぜ変更したのか、今でも残念に思っております。

例えば、何か建物を建てる時に、町が計画をして、議会が承認をして、建物が建ちました、その建物に議会の私たちや町の関係者が入るならどんな建物でもみんな我慢しますよ。どんなトイレであろうと、空調がどうであろうと、みんな我慢をします。しかし、今回は町が決めて、私たちが決定をして、入るのは子どもたちであ

ります。どんな理由があろうと、子どもたちのために良いものを作ってあげる、それは当たり前のことです。

昨年、私は一般質問の中で、ある先輩議員の言葉を借りて話をさせていただきました。それは、東庄町は財政の面で歳出、お金を出すのを一生懸命抑えております。地道に蓄えてきております。それはもう数字を見ればわかるとおりであります。先輩議員はおっしゃいました。地道に蓄えていても、必要と思う時が来たら、思い切って必要な予算を組んで、そして実行する、その考えに私は賛成でありましたし、一緒の考えでありましたので、その意見を一般質問で述べさせていただいたことがあります。必要な時、そしてその予算を使う、町長、今がその時ですよ。今ですよ。この統合、そしてこの後に控える給食センター、ここでお金を使わなくて、いつどこで使うんですか。今が、私はここで使うべきだと思っております。

また、私は議員になってからずっと文教福祉常任委員として5年目を迎えております。地元の笹川幼稚園に毎年入園式、卒園式に出席をさせていただいております。幼稚園に行くたびに思うことは、今からもう50年以上昔になりますけれども、あの幼稚園が初めて出来たとき、最初に入園をさせていただいたのが私たちの年代であります。昭和28年4月から29年3月生まれの同級生であります。もう50年以上経ちますけれども、当時のことを私はよく覚えております。春の入学式の時には、いろいろあったんでしょう、幼稚園は出来上がっておりませんでした。隣の当時の笹川小学校の東校舎を借りて、私たちは幼稚園の生活が始まりました。もう時期は覚えておりませんが、途中で幼稚園が出来上がって、私は喜んで、また同級生もみんな喜んで、新しい幼稚園に入らせていただきました。

夜が明けるのを待つようにして、一番乗りで幼稚園にみんなで競って通ったこと、そしてなぜかトイレが新しかったせいか、トイレで遊んだ思い出も沢山残っております。そう考えている時に、当時、私の両親やじいちゃん、ばあちゃんはどう思っていたのだろうか。そう考えます。幼稚園が早く出来上がってほしいと思ったでしょうし、小学校に行って、また幼稚園に行って、また入学で小学校に行く、この子、この孫はそれに耐えられるのだろうかと考えていたのではないかなと思います。

今、議論している平成32年4月という時には、現在の小学校の2年生が6年生になります。最高学年として下級生の面倒を見なくてはいけない立場になります。その子どもたちを持つ保護者の皆さんは、今、子どもたちのこと、子どもはどんな

るのか心配をしているはずであります。それは当然のことであります。私は、今日こういう立場でしゃべらせていただく機会をいただきましたのであえて申し上げたい。小学校の1、2年生の皆さん、そして保護者の皆さん、こういう時期に小学校生活を送っていただくことは、正直言って、本当に大変な時期だと思えますよ。しかし、その生活が本当に良いものであったと、良いものでありましたと言ってもらえるように、私たちは精いっぱいサポートをして行きたいと思えます。必ず子どもたちのためにサポートするのは当たり前のことです。どうか32年、統合が決まれば、子どもたちが新しい学校に大きな夢と希望を持って登校してきていただきたい、それが私の今の願いであります。

最後に、町関係者の皆さん、そして議員各位には、どうぞ子どもたちのために更なるご協力をお願いいたしまして、私の賛成の意見といたします。

議長（土屋 進君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

5番、花香孝彦です。議案第36号、東庄町立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、反対討論、この設置条例に反対です。

私は、小学校の統合計画には、賛成をいたしております。町民との約束を守り、お金をかけずに計画どおり進めることに賛成をいたしております。

しかし、この統合計画と異なることを推し進めようとしていることから、反対することを先に申し上げさせていただきます。

なぜなら、正しく統合計画のとおり進めるように進言することこそが行政をチェックすることこそが我々議員の使命だからです。まずは今回議案となっている設置条例については、統合計画ではもともと平成30年以降に整備する計画であり、何も決まっていない今、設置条例を決定するタイミングではありません。統合計画の中の今後のスケジュールは、先程も質問させていただきましたけれども、大きな項目の一つであり、更にこの計画に沿って作業を進める約束を教育委員会は統合計画の計画書の初めに明言いたしております。安易な計画の変更は認められません。この統合計画が町民との約束であり、それに従って進められることが最重要となります。

次に、財政面からの反対を述べさせていただきます。

この設置条例では、子どもたち全員が収容出来ず、新校舎を建設する予定となっております。本来の統合計画では、推計間違いの場合には、特別教室を簡易校舎で置きかえるとあり、この新校舎建設は明記されておられません。最小限の経費で笹川小学校をそのまま使うと説明しており、後年度に過大な負担を残さないことが約束されております。

町民の方々の意見を聞くということは、学校を統廃合する時の一つの条件となっており、教育委員会と町民によってまとめられた統合計画を町民不在のまま勝手に変更することは町民の代表である議員として認められません。町民との約束を守り、お金をかけずに進めることが重要であると申し上げさせていただきます。お金を使って良いのであれば、かけるときにかける、お金を使って良い、子どもたちのためにもっとお金をかけるべきだ、そういう話をするのであれば、なぜ説明会のときに校舎を建てさせて欲しいとか、良い教育のために新校舎を建てますとか、クラス数が実は足りないから、もう少し教室を増やさせて欲しいとか、そういう話をなぜ説明会の時にしなかったんですか。その時説明をしてくれれば、もっと早く統合が出来たはずです。

最後に、私なりに問題を考えてみました。問題の始まりは、児童数の間違いからだと思います。このデータが異なったことで、新校舎を建てる提案があり、問題点がすり変わったため、その議論が進まないこと。また、今決めようとしている統合の時期は、あくまで目標の年度であり、それを具体的に明記したのは32年という小項目なだけであり、計画の文面的には過大な負担を残さないことが上位の位置づけとなります。過大な負担を残さないで統合出来る方法は34年以降開始、新校舎を建設しない方法であり、平成32年開始、新校舎を建設する方法では後年度に過大な負担を残すことであり、他の予算編成にも影響を及ぼすため、町財政的な理由からも反対となります。

次に、学校の運営面から見ても、地域の方々の理解や協力がなければ、PTA活動、振興会やその会費などにも影響が及びかねないことが考えられます。今まで積み上げ、これから築いていく統合計画には、地域の住民の理解と協力は必要不可欠です。子どもたちのためと統合に便乗して理想的な施設を求める行為は、お金をかけずにと、統合計画を決めた自分たちの計画に反し、勝手な変更は町民を無視する

行為であること。理想的な施設は、保護者からも支持があることは当然です。将来を見据えた財源を考えていない提案は、言いかえれば児童数の間違いを理由に、理想的な校舎を、施設を作るといふ提案は地域に混乱をもたらす、小学校の統合計画自体を壊しかねない危険な提案をしているということに早く気づくべきです。住民に説明したとおり、統合計画に沿って進めるべきと考えます。

私たち議員は、一部の町民の奉仕者ではなく、東庄町町民全員のための奉仕者であり、住民全体の利益のため、勇気をもって住民全体の利益を選ぶものである。

今、この議案に賛成をすれば、新校舎の建設は確実なものとなり、中学校への位置への移転は20年以上も先となり、更には移転しない可能性が強くなります。笹川小学校の古い校舎で子どもたちを学ばせ続けなければなりません。耐用年数を越えた建物、校舎が避難所になります。今、反対をし、もう一度集中的に対応を協議する時間を得るためにも、中学校の位置に統合し、新しい小学校施設で小中一貫や連携を早期に実現するためにも、一度立ち止まり、勇気をもって反対を示してください。

2年間の対応のためにお金をかけるのではなく、新しい小学校にお金をかけるべきです。議員各位におかれましては、子どもたちのためと安易に議決するのではなく、1、町民との約束である統合計画のとおり進められているか、行政をチェックする機関であること2、詳細な予算説明、最小の予算で最大の効果を求められていること、予算の議決権を持っている機関であることや3、保護者目線ではなく、町民全体の奉仕者であることを議員の職責を果たすことを考えなければならない立場であることを忘れないようにと慎重審議のほど、よろしく願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長（土屋 進君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

議案に賛成の立場から一言申し上げます。

る皆様、反対、賛成のご意見をお聞きしました。保護者の皆さんは平成32年に笹川の位置に統合するということが概ねの保護者の方達は認識しております。多分この中にも該当するお孫さんがいらっしゃるかもしれません。もう家族は自分の

子どもが何年生になったら統合する、それを心待ちにしております。

今、いろいろ反対意見もございましたけれども、私は保護者の立場としても、町民の立場としても、今回は賛成したいと思います。

議員の立場として、多分、私が説明しても、もしかしたら私を応援してくださった方も反対と申されるかもしれませんが、私は自分の責任で自分の考えを皆さんに丁寧に説明していきたいと思っております。平成32年に統合するということは、変えるべきではないと思いますので、賛成の立場で、簡単ですが、一言申し上げさせていただきたいと思っております。

議長（土屋 進君）

次に、原案に反対の発言を許します。

4番、板寺正範君。

4番（板寺正範君）

反対の意見を申し上げます。

先程花香議員からいろいろ説明がありましたけれども、ほとんど私も同意見でありまして、その部分は割愛させていただきます。今回の統合計画は、平成27年12月に出されたものです。諸課題検討委員会の答申を得て、教育委員会が考えに考えていただいて出したもので、私はすごく良いところにおさまったなという気がしています。

その中で、何が良かったのか、一番の肝は、やはり統合の時期というところですね。先程もいろいろ話がありましたけれども、なるべく早く統合したいという意見もありましたし、いや、統合したくないという意見もあったかと思っております。諸課題検討委員会の意見を振り返る中ではいろいろあったかもわかりません。しかし、こういう計画ですと出されて、それを見た時には、すごく良い統合計画が出来たなということで、本当にうれしくと言ったらちょっとあれですけども、そういう気がしました。これが順次進んでいくんだらうなというふうに思っていましたら、6月議会が終わった後の全員協議会で、突然、施設計画、要するに新校舎の建設という案内というか、印刷物が配られました。そこで推計の誤りということの中で、3教室プラス特別教室2クラスを新築すると、そしてこれこれこれだけのお金がかかる、改修費に幾らかかるということで、多額の建築改修の予算が提示されました。これには、実は本当にびっくりというか、がっかりというか、そういう気がしました。そ

れまでせっかく各学校区で諸課題検討委員会主催による意見を聞く会を何回も何回も重ねてきて、その答申を受けて教育委員会が決定したこの統合計画、その肝である平成32年度に現状の笹川小学校の施設の中でこれを受け入れられると。だから、そこにお金はかけなくても大丈夫だと。それは先程花香議員の説明でいろいろありましたから割愛しますけれども、将来のためにというものがそこにはあったと思うんです。

その推計が誤り、6月に施設計画を出すまでの、この間の問題というのがすごく気にかかるわけなんです。それで、ある議員さんもこの経緯を町民に説明しないんですかという質問をしましたところ、教育課長の方では説明はしませんということでありました。その中で、教育長を初め教育委員会さんからの話を聞くと、それはもっともだなと思う部分が本当にあります。ですけれども、じゃあ賛成かといったら、今一つ自分で決め切れない部分がありました。そこで、大木戸の議員、城之内さんと花香さんと自分と3人いますけれども、住民、区民の意見を聞きましょうということで、議会報告会、そして意見交換会を開催させていただきました。本日も傍聴にお見えになっている方もそこに参加していただいていると思うんですけれども。最初に今までの経緯を説明させていただいて、それから五十嵐教育長さんにも参加していただき、教育長としての詳しい説明を約10分ぐらいお話していただいたと思います。

話が終わった後にいろいろ意見も出ました。最終的に参加した方の一人一人の意見をお伺いしたいわけですがけれども、大勢の中で、手を挙げて発言をするというのはどうかということで、アンケートを取らせていただきました。おおよそ全員で40名、議員さんは8名、31名の方にアンケートに協力していただきました。ちょっとその内容をご紹介します。長くなって申し訳ありませんけれども。

参加された方は、60代から80代が一番多くて19人、40代から60代が11人というところで、若い方は20から39というのが一人です。男性が28人、女性が3人、笹川が28人、神代が2人、その中で、小学校の統合についてというアンケートのクエスチョンの中で、A案は、この32年度に統合して、校舎を増築した方がいい。その時にお金を使うというのがA案です。B案は、2クラス足りない分の、それが解消出来る平成34年以降の統合、それで校舎は増築しない方が良

い、将来の校舎建設に使うというものがB案。どちらとも言えないというのが、もう一つの、三つのテーマで答えていただきました。その中で、A案で4年後、要するに平成32年度に増築した方が良いというふうにアンケート答えていただいた方はお一人でした。B案の6年後、要するに現在の位置で間に合う時に統合し、新築しないで、将来の校舎建設に使うという方が19人おられました。どちらとも言えないという方が11人いらっしゃいました。

こういうところから見ても、やはり自分もはっきりこれで新校舎を建てても良いのかなという思いはなくなり、先に延ばす、あるいはもう一度これは原点に戻って、町民の皆さんと相談しながら新しい計画を立てて行くという方向に行くべきではないのかなというふうに感じました。

この報告会は、ただ友達同士で意見を聞くのではなくて、これは大木戸区で回覧を出して集まっていた方ですので、ある程度の確率で町民の率直な気持ちかと思えます。これが全てとは言いませんけれども、この数字などから見ましても、例えば平成32年度に合併するというのを若い人が知っているかということ、これはあまり知られていません。聞いてもほとんど、合併するというのは大体わかっていますけれども、32年度というのは、確実にわかっている方は少なかったです。そういう中で統合について、こういう状況なんだけれども、みんなどう思うという話をしたときに、じゃあ2年延ばせばいいんじゃないか、待っているよという、3年延ばせばいいんじゃないか、待っているよと、こういうことがほとんどの答えでありました。

ですので、今回、この条例を急いで決めるというのではなくて、今までの経緯を今一度、町民に説明していただいて、その中で町民からの意見を吸い上げて、議会、それから教育委員会に相談していけたらいいのかなというふうに思っています。

以上の理由で反対といたします。

議長（土屋 進君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、賛成討論をさせていただきます。

東庄町立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、私は賛

成いたします。

安心して子どもたちが学べる環境作りということで、ちょっと見方が変わるかもしれないですが、皆さんに賛意を求めたいと思います。

私が1期生のときは総務委員にいました。2期目には、教育委員の方ですね、それで前半は委員、それで後半は委員長として職務を全うしました。その中で、私が検討委員会の委員長を教育委員会の方から仰せつかったわけでございますけれども、その後、ここにいらっしゃる林議員に変更されたと思うんですけれども、私は、教育委員になった時に、教育の発表会がありました。その音楽発表会ですね、それで、笹川小学校はプラスバンドでガンガンやっていました。それで、その晴れ晴れしい姿を自慢するようにやっていました、はっきり言って。私共、東城小学校では、あるのはピアノです。そして、あとはちょっと忘れちゃったけれども、カスタネットだか笛だかわかりませんでしたけれども、でも真剣に一生懸命やっておられました。そこで私は、この子らが本当に笹川小学校のようにやれたらと、つくづくその場で感じました。

私は東城小学校、今から数十年前に卒業しましたけれども、その当時、小学校には夏目分校というのがありました。皆さん、ここにおられる方は複式学級わかりますか。複式学級経験者。2年生が先生と共に授業している。ところが1年生は自習ではなく、遊んでいるんですよ。全然、1年生の授業の時は、2年生は馬鹿にしている、全然もうあっち見たり、こっち見たり、全然何もしていない。そういう状態なんですよ。ですから、私は環境作りのために安心して学べる、そして能力のある子どもはどんどん伸ばしてやりたい。一生懸命やる子は伸ばしてやりたい。そういうことを考えます。

実は私も財政の問題ではいろいろ厳しいことを、町当局にも言います。しかしながら、検討委員会、私は、皆さんもそうでしょうけれども、現地を回りました。いろいろ意見も出されました。今、賛成討論をされた方、あるいは反対討論をされた方、本当に意見が出尽くしております。しみじみ私も当時を振り返って、考えておりました。その中で、やはりこの時期、子どもたちのために、ただ金を使うんじゃなくて、将来への金を借りての投資、将来にかける投資と考えて、是非いろいろ財政問題、いろいろな問題が出ましたけれども、ここは多少の将来に対する、将来世代に対する負担というのは、それは国でもどこでもやっているんですよ。だから、

そういう意味で、東城地区では1クラスの中に女性一人のクラスも、男性の中に少女一人のクラスがあります。これで、まともな教育出来ますか、本当に。皆さん考えてみてください。やっぱり女性は女性と話し合っ、そして男性は男性と話し合っ、教育は私は進めて、やっぱり集団の中で、切磋琢磨して、そして学年を経ることは大事だと思いますよ。

ですから、私はそういう意味で、もちろん賛成ですけれども、当時、私もまた、給食センターの運営委員もやっておりました。ですから、経過もいろいろ聞くようにしておりましたけれども、今回、給食センターの問題もちょっとここに触れたいんですけれども、老朽化しています。ノロウイルスが出て、同じ専門家でもって獣医ですから、そういうのいっぱいいっぱいなんですけど、ノロウイルスだから、普通にさわったらすぐ移ります。これ出たら、流下式のシステムですね、ドライシステム方式ではないというところは完全にもう衛生対策から外れますので、完全にもう管理基準から、そういうことも考えて、それで最後になったら、中学校のところに給食センターの問題の余地のこともいろいろ手がありました。そういうことで、是非とも皆さんにこの際、賛意をいただきたいと、かように思いまして、登壇いたしました。どうぞご協力のほど、よろしくお願いします。

以上で賛成討論を終わります。

議長（土屋 進君）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第36号、東庄町立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土屋 進君）

起立多数です。

従って、議案第36号、東庄町立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は3時30分からとします。

(午後 3時14分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

議長(土屋 進君)

では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第37号、香取市東庄町病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第37号、香取市東庄町病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案件は、本年10月12日に開催をされました香取市東庄町病院組合方針決定会議での合意に基づき、同組合の規約を一部改正するため、地方自治法第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第37号、香取市東庄町病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての内容を説明いたします。

本年10月5日付で東庄町から香取市東庄町病院組合へ新病院建設事業に要する経費について、東庄町は負担しないこととし、これを踏まえた香取市東庄町病院組合規約の所要の改正を行うこと及び新病院の開院を機に香取市東庄町病院組合から脱退することの2点について申し入れを行いました。

この申し入れにより、同月12日、構成市町の長、正副議長並びに組合議会正副議長及び小見川総合病院病院長で組織する香取市東庄町病院組合方針決定会議において協議がなされ、その結果、三つの事項について合意がなされております。

その内容は、一つ目は、平成29年度以降の新病院建設事業に要する経費について、東庄町は負担しない方針とし、これを踏まえた香取市東庄町病院組合規約の改正手続きを行うものとする。二つ目に、香取市東庄町病院組合は解散する方針とし、その時期は、新病院の開院期日を勘案しながら決定するものとする。三つ目にこの事務に関しては、香取市と東庄町と香取市東庄町病院組合が共同して行うものとするというものであります。

この3項目の一つ目の合意事項に基づきまして、今回構成市町の負担割合について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容について、ご説明をいたします。恐れ入りますが、参考資料の11ページをお願いいたします。

左側の改正案をご覧ください。香取市東庄町病院組合規約第18条で、組合員の経費は組合の財産、病院の収益及びその他の収入をもってこれに充て、なお不足がある時は、香取市86、東庄町14の割合で負担する旨、規定されております。

この条文に、ただし、国保小見川総合病院新病院建設事業にかかる経費に不足がある時は香取市の負担とする、との文言を加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書に戻っていただきまして、32ページをお願いいたします。

附則におきまして、この改正の施行期日を平成29年4月1日としております。これにより平成29年度以降の新病院建設事業に要する経費について、東庄町は負担しないこととなります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第37号、香取市東庄町病院組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、東庄町食肉センターにつきましては、指定管理者制度が導入されており、指定管理者として東庄町食肉センター事業協同組合を指定しております。この指定期間につきましては、今年度末をもって期間が満了となります。食肉センターにつきましては、同組合による指定管理者としての管理により、経営も健全に保たれていることから、引き続き指定管理者による管理を継続すべく、同組合を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

来年度から同組合を食肉センターの指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可

決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定についての内容説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたとおり、東庄町食肉センターにつきましては、平成19年度から指定管理者制度が導入されており、現在は東庄町食肉センター事業協同組合が指定管理者として施設管理を行っているところでございます。

指定期間は、平成24年4月1日から29年3月31日までの5年間で、今年度末に指定期間が満了することとなります。同組合による管理につきましては、経営の努力が見られ、経営も健全に保たれていることから、実績のある同組合を指定管理者の候補者として選定すべく、同組合と協議の上、指定管理者の指定申込書の提出を依頼いたしました。

この申込書の提出を受けまして、本年10月3日に指定管理者選定委員会を開催し、これまでの実績等を総合的に判断した結果、施設管理も適切であること、近年処理頭数も約9万頭と安定しており、経営状況も良好に推移していることから、同組合を候補者として選定いたしました。

今回議決をいただきました上は指定管理者として指定を行いまして、管理業務等に関しては、協定書を締結することとなります。協定内容の詳細につきましては、今後組合と協議をしてまいります。指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第38号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第39号、町道路線の廃止について及び日程第13、議案第40号、町道路線の認定について、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは議案第39号、町道路線の廃止について、議案第40号、町道路線の認定についてを一括して提案理由を申し上げます。

町道路線の廃止、認定につきましては、道路法第10条第3項並びに第8条第2項の規定により、議会の議決が必要とされております。

まず議案第39号、町道路線の廃止でございますが、小南地先から銚子市小長町に至る区間約2.8キロメートルの広域農道が供用を開始したことにより、町道として認定していた関連する5路線を廃止しようとするものであります。

続いて議案第40号、町道路線の認定についてですが、廃止した路線のうち広域農道として供用を開始した路線以外の3路線を再び認定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(土屋 進君)

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、議案第39号、町道路線の廃止について、議案第40号、町道路線の認定についてを一括して提案内容の説明を申し上げます。

最初に町道路線の廃止についてでございますが、議案書の35ページをお願いいたします。

町道4100号線から町道4130号線までの5路線。総延長約2.3キロメートルの町道廃止でございます。町道4129号線と町道4130号線の道路幅員でございますが、0.00から0.00と記載されておりますが、これは海匠農業事務所からの要請によりまして、あらかじめ広域農道の建設予定路線を未供用のまま町道認定していたためでございます。

次に36ページの廃止路線図をご覧くださいと思います。

茶色の破線で示したものが供用を開始した広域農道でございます。緑色で表示された路線が今回廃止しようとする5路線でございます。

まず初めに、緑色の破線で示しております未供用路線の町道4129号線と4130号線の2路線ですが、当初計画の位置で認定されているため、多少位置が異なる箇所もありますが、広域農道として供用を開始したことに伴い、町道路線を廃止するものでございます。

町道4101号線につきましても、ほとんどが広域農道と重複しているため、町道路線を廃止するものでございます。

また、町道4100号線と4102号線につきましては、一部が広域農道と重複しているため、町道路線全延長を一旦廃止しようとするものでございます。

続きまして、町道路線の認定についてでございますが、38ページをお願いいたします。

一旦廃止した町道路線のうち、未供用路線や広域農道として供用を開始した以外の路線について、町道4172号線と町道4173号線、町道4174号線の3路線として町道に再び認定しようとするものでございます。

次に39ページの認定路線図をお願いいたします。

赤色で表示した3路線が再び認定しようとする総延長1.6キロメートルの町道でございます。

以上で議案第39号及び第40号の内容説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第39号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第41号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第4号）から日程第19、議案第46号、平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上6案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第41号から議案第46号まで、一般会計の他、特別会計3件及び企業会計2件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に議案第41号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,722万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億713万1,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、先程議案第34号及び第35号で可決をいただきました一般職、特別職の給与改定による増額及び職員の異動等による減額を行っております。

次に、民生費関係では、自立支援給付費など、障害者福祉サービスの費用を増額補正いたしました。その他、町、児童館を利用した子育て支援事業の経費を新規計上しております。

次に、衛生費関係でございますけれども、人間ドック委託料について、今後受診増が見込まれる経費について補正をいたしました。

次に、農業費関係では、米生産及び水田の有効活用を推進するため、水田自給力向上対策事業補助金を計上いたしました。

次に、教育費関係では、石出小学校体育館、東庄中学校体育館、校舎及び運動場において、安全面や機能面で必要な工事を実施いたします。

続いて、議案第42号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,962万3,000円とするものでございます。この補正につきましては、医療費の伸びに伴い、保険給付費に不足が生じるため、増額補正をするものでございます。

続いて、議案第43号の平成28年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,070万2,000円とするものでございます。内容については、歳出において給与改正費に伴う人件費の増額を補正するものでございます。財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第44号の平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,315万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,442万円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で2款・保険給付費におきまして、居住介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の不足見込み額を増額補正する他、給与改定等に伴う人件費の増額補正をするものでございます。また、歳入では介護サービス給付費の負担割合に応じて国、県支出金等を補正すると共に、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を補正するものでございます。

続いて、議案第45号の平成28年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

初めに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正でございます。営業費用の総経費に9万5,000円を追加し、事業費用総額で3億8,823万8,000円にするものでございます。この補正につきましては、給与改定等に伴う人件費で、増額補正をするものでございます。また、予算第6条に定めた議会の議決を得なければ流用することの出来ない経費につきましては、職員給与費9万5,000円を増額し、3,254万4,000円とするものでございます。

続いて、議案第46号の平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出の補正でございますが、まず収益的収入で事業収益の中の外来収益が伸びたことにより、病院事業の収益の既決予定額に2,392万3,000円を増額補正をし、11億7,363万9,000円とするものでございます。

次に、収益的支出で、医業費用の中の給与費が給与改定による増額、職員の育児休暇取得等による減額、また、材料費のうち薬品費が今年度10月までの実績により不足が見込まれるため、病院事業費用の既決予定額に1,776万5,000円を増額補正をし、11億6,225万円とするものでございます。

以上、議案第41号から議案第46号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは議案第41号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第4号）について内容の説明を申し上げます。

初めに歳出予算から申し上げます。議案書の47ページをお願いいたします。

先程、町長の提案理由にもございましたように、人件費関係で1款から9款までの2節給料、3節職員手当等、4節共済費について補正しております。2節給料では、国、県の給料改定に準じて本町の給料改定を行い、退職職員1名の減額と合わせて、合計168万2,000円の減額となりました。

3節職員手当等においては、勤勉手当0.1月分の増や、時間外勤務手当の補正を行い、3節合計では393万7,000円の増額となっております。

4節共済費は、標準報酬月額の変更により418万7,000円の減額でございます。

その他、一般会計から特別会計の人件費繰出分の補正として3款民生費で介護保険特別会計繰出金が16万2,000円の増となっております。

なお、これ以降は人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

初めに48ページ、3款民生費、1項1目社会福祉費、社会福祉総務費の13節システム改修委託料10万8,000円、こちらはマイナンバー制度に伴う障害福祉、障害福祉サービス受給者証作成システムの改修委託料となっております。

次に、20節障害児通所給付費480万円と自立支援給付費1,730万円は共に障害者福祉サービスの増加による補正となっております。

次に、23節は障害者医療費国庫負担返還金80万円と障害児入所給付費等国庫負担金返還金39万円で、前年度事業の清算による国庫負担金の返還でございます。

次に、28節では介護保険特別会計における介護給付費分の繰出金として275万円と先程申し上げました職員給与費等分の補正を行っております。

次に、49ページをお願いいたします。

2項4目児童福祉費、児童福祉施設費では、放課後児童クラブ環境改善事業と児童館利用者支援事業の二事業について補正しております。児童館利用者支援事業では、情報端末利用回線として12節に電話料5万3,000円、15節に施設維持補修工事費のうち空調機設置工事、情報端末設置工事、掲示板設置工事などで74万4,000円を計上しております。その他、18節パンフレットスタンド購入費では、14万4,000円となっております。

もう一事業では、放課後児童クラブ環境改善事業として15節の施設維持補修工事費に杉の子クラブの遊具改修として100万円を計上しております。

次に、4款衛生費、1項2目保健衛生費、予防費の13節システム改修委託料38万9,000円と人間ドック委託料113万4,000円、健康管理システムの改修委託料はマイナンバー制度に伴う改修委託料を、それから人間ドック委託料では今後の見込みとして25人分の増を見込んでおります。

続いて5款農林水産業費、次のページをお願いします。1項5目農業費、農地費の19節土地改良施設維持管理改修事業補助金38万円、これは桁沼土地改良区の施設維持、補修工事に対して負担割合10パーセント分を補正いたします。

次に、6目水田農業構造改革対策推進費の19節水田自給力向上対策事業補助金243万9,000円、これは飼料用米生産支援事業と水田利活用対策事業の補助金で、当初予算に不足が見込まれるため補正するものでございます。

続いて、7款土木費、2項3目道路橋梁費、道路新設改良費の15節道路改良工事費2,200万円、町道の1045号線菰敷地先の改良にかかる補正予算となっております。

次に、51ページをお願いいたします。

9款教育費、2項1目小学校費、学校管理費の15節教育施設維持補修工事45万4,000円、これは石出小学校体育館の舞台上照明改修工事の予算計上でございます。

52ページをお願いします。

3項1目中学校費、学校管理費、15節教育施設維持補修工事費556万8,000円、3件の工事を計上しており、体育館の舞台上照明改修工事に41万6,000円、校舎北側窓の雨返しアングル取付工事で45万4,000円、サッカー場下の暗渠排水管敷設工事で469万8,000円となっております。

次に、4項1目幼稚園費の19節施設型給付費負担金184万6,000円は、町外幼稚園・認定こども園を利用する場合にかかる町負担金について補正しております。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の46ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目1節国庫負担金、民生費国庫負担金、障害児者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金865万円と障害児入所給付費等国庫負担金240万円、歳出補正で申し上げました民生費扶助費の補助金で事業費の2分の1が国庫補助となっております。

次に、2項1目1節国庫補助金、総務費国庫補助金、番号制度補助金の番号制度システム整備費補助金69万円、こちらは民生費と衛生費の歳出予算で補正しましたシステム改修委託料の補助金となっております。

次に、2目3節民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業等補助金274万1,000円、民生費で補正いたしました放課後児童クラブ環境改善事業と児童館利用者支援事業の補助金で、事業費の約3分の1が補助となっております。

次に15款県支出金、1項2目1節県負担金、民生費負担金、障害児者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金432万5,000円と障害児入所給付費等県負担金120万円、国庫負担金と同様に民生費、扶助費の補助金で、こちらは事業費の4分の1が補助となっております。2項1目5節県補助金、民生費補助金、児童福祉費補助金で274万1,000円、国庫補助金と同様に民生費で補正しました事業の補助金で、こちらも事業費の3分の1が補助となっております。

3目3節農林水産業費補助金、水田農業構造改革対策推進費補助金243万9,000円は農業費で補正した補助金の財源で100パーセントの補助となっております。

最後に、歳入が歳出に不足する4,204万2,000円については、19款繰越金で前年度繰越金を補正するものでございます。

一般会計補正予算については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

町民課長、河津静夫君。

町民課長（河津静夫君）

それでは、議案第42号、平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての内容を説明申し上げます。議案書の60ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費につきましては療養給付費の本年度推移を見ますと、不足が予想されるため、4,020万円を補正するものでございます。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費ですが、高額薬剤の大幅増加により、現状から推測しますと3,038万円の不足が予想されるため、補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。59ページをご覧ください。

この補正財源については、10款1項1目1節で前年度繰越金7,400万円を財源とするものでございます。審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第43号、平成28年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。議案書の65ページをお開きいただきたいと思います。

歳出より申し上げます。1款事業費の補正額12万5,000円は1項1目一般管理費で職員3名分の給与改定等による人件費の補正でございます。

次に、歳入を申し上げます。64ページをお願いいたします。

3款繰越金におきまして12万5,000円を補正するものでございます。

以上で訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について内容をご説明いたします。議案書の72ページをお願いいたします。

1款総務費の補正額90万3,000円の増額については、職員4名分の給与改定等に伴う補正と介護事業者の情報を管理するシステム導入にかかる経費を増額補正するものでございます。

次に、2款保険給付費の補正額2,200万円の増額ですが、まず1項1目の居宅介護サービス給付費、これはデイサービスなどの居宅介護事業所他をご利用になられた方の利用料の9割が保険給付として事業所に支払われるものですが、当初計上より利用の増加が見込まれますので、1,400万円を増額補正するものでございます。

次に、2目施設介護サービス給付費は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院の療養型病床をご利用になられた方の利用料の9割を保険給付するものでございますが、やはり利用の増加が見込まれますので、800万円の増額補正をするものでございます。

次に、72ページから73ページにかけてですが、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費におきまして給与改定に伴う職員1名分の人件費を補正しております。また、2項包括的支援事業費におきまして、やはり給与改定に伴う職員1名分の人件費を補正しております。

2項2目の任意事業費ですが、20節扶助費19万8,000円、成年後見を受けていた方が生活保護になったことから、後見人の報酬を助成するものです。

以上の結果、歳出補正額の合計は2,315万7,000円の増額、歳出合計12億8,442万円となりました。

続きまして、歳入をご説明いたします。71ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項介護給付費国庫負担金400万円、2項介護給付費財政調整交付金124万6,000円、4款支払基金交付金426万円、5款介護給付費県負担金315万円、7款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金275万円、以上の歳入につきましては、歳出の介護給付費の増額に対応するもので、介護保険法の負担割合に基づく国、県、町の負担金と支払基金の交付金でございます。

7款1項3目その他、一般会計繰入金16万2,000円は職員の給与改定等に

伴う繰入金でございます。

8款繰越金の補正額758万9,000円の増額につきましては、歳出になお不足する補正財源として、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は2,315万7,000円の増額、歳入合計12億8,442万円となりました。

以上で、平成28年度介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(土屋 進君)

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長(大後修司君)

それでは、続きまして議案第45号、平成28年度東庄町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。82ページをお願いいたします。

平成28年度東庄町水道事業会計補正予算(第2号)実施計画内訳書でございます。収益的収入及び支出のうち、支出では第1款事業費用、第1項営業費用、第4目総係費に9万5,000円を追加し、4,873万8,000円とするものでございます。この補正につきましては、給与改定に伴う人件費の増額補正でございまして、内訳につきましては節に記載のとおりで、給料が1万4,000円の増、手当が20万円の増、法定福利費が11万9,000円の減となっております。

続きまして、78、79ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。当期純利益が5,242万5,000円から9万5,000円減額となりまして、5,232万円となります。79ページが一番下の資金期末残高では、6億771万6,000円となる予定でございます。

次に、80ページ、81ページが給与費の明細書となっております。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(土屋 進君)

病院事務長、海上孝君。

病院事務長(海上 孝君)

続きまして、議案第46号、平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)について内容をご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書

89ページをお願いいたします。

平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）実施計画内訳書でございます。先程、町長の提案理由にもございましたように、収益的収入及び支出の補正となります。

収益的収入ですが、1款病院事業収益、1項医業収益、2目外来収益、1節外来収益の既決予定額5億2,332万円に2,392万3,000円を追加し、5億4,724万3,000円とするものであります。この補正につきましては、当初予算で見込んでいました外来患者一人1日あたりの単価1万7,500円を本年度10月までの実績で800円上回り、1万8,300円と見込まれるため、増額補正するものでございます。

次に、収益的支出ですが、1款病院事業費用、1項医業費用の既決予定額11億1,580万6,000円に1,776万5,000円を追加し、11億3,357万1,000円とするものであります。

1目給与費、1節給料については、既決予定額1億9,100万1,000円に、給与改定に伴う増額分34万円と職員の育児休業取得等による減額分559万7,000円を合わせました522万7,000円を減額し、1億8,574万4,000円とし、2節手当については、既決予定額1億2,406万円に給与改定に伴う増額分172万1,000円と職員の育児休業取得等による減額分262万2,000円を合わせました90万1,000円を減額し、1億2,315万9,000円とするものであります。

2目材料費、1節薬品費については、既決予定額3億3,213万2,000円に年度初めに外来診療で高額な薬品の投与があり、また、本年度10月までの実績により不足が見込まれるため、2,392万3,000円を追加し、3億5,605万5,000円とするものであります。

続きまして、85、86ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。今回の補正により85ページ上段の当期純利益453万8,000円に615万8,000円を増額し、1,069万6,000円とし、86ページ下段の現金及び現金同等物の期末残高では2億9,496万3,000円となる予定でございます。

以上で病院事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろ

しくお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第41号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成28年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成28年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会12月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、議案14件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決、ご同意をいただき、まことにありがとうございました。

また、本会議でご提言がございました事項につきましては、鋭意検討してまいり所存でございます。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

さて、過日、町民号ということで、町民の皆様と同行し、北海道のツアーに参加させていただきました。この行事が過去20年間にわたり多数の方々の参加をいただきながら実施をされているということをお話をしたところ、大変驚かれて、賛美の言葉をいただきました。人と人のつながり、希薄な時代に同じ町の町民というつながりの中を軸に多面にわたり行事が行えるということは、その地域の人々のありさまがして、まさに町の誇りと思われまますという言葉もいただきました。

本年、町では将来にわたって地域の活力を維持し、町民が安心して暮らしていけるようにするため、総合戦略を策定し、各種施策を始動いたしました。東庄町に住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと願っていただけまちづくりの実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位にはなお一層のご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます次第でございます。

最後になりましたが、年末の慌ただしい時期を迎えました。くれぐれも健康にはご留意をいただき、益々のご活躍を心からご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

議長（土屋 進君）

ありがとうございました。私からも閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今12月定例会は本日1日限りであり、提出されました議案が全て議了することが出来ました。ここに議員各位並びに執行部の皆様のご尽力、ご協力に対し、深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、可決されました案件につきましては、今後とも議会執行部が他にひるみない内容の構築を目指して努力、精進して行かなければと思う次第であります。

なお、これから寒さも厳しくなり、年末に向け気忙しくなっておりますが、各位におかれましては、健康に留意されまして、ご活躍いただきますことを願いたしまして、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

以上で、平成28年12月東庄町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時31分 閉会)